

第百十八回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第 二 号

平成二年三月二十七日(火曜日)

午前十時十一分開議

出席委員

委員長 岸田 文武君

理事 植竹 繁雄君

理事 杉浦 正健君

理事 林 大幹君

理事 田口 健二君

理事 今津 寛君

理事 衛藤 辰一君

理事 高島 修君

理事 細田 博之君

理事 光武 顯君

理事 渡辺 省一君

理事 上原 康助君

理事 細川 律夫君

理事 山元 勉君

理事 山口那津男君

理事 和田 一仁君

出席国務大臣

外務大臣 中山 太郎君

(内閣官房長官) 坂本三十次君

(総務庁長官) 塩崎 潤君

(国務大臣) 砂田 重民君

(北海道開発庁長官) 要三君

(防衛庁長官) 石川 要三君

出席政府委員

内閣官房副長官 大島 理森君

総務政務次官 虎島 和夫君

北海道開発政務次官 武部 勤君

防衛政務次官 谷垣 禎一君

防衛施設庁施設部長 大原 重信君

外務大臣官房長 佐藤 嘉恭君

外務大臣官房外務参事官 茂田 宏君

外務大臣官房文化交流部長 小倉 和夫君

外務省アジア局長 谷野作太郎君

外務省北米局長 松浦晃一郎君

外務省経済局次長 須藤 隆也君

外務省経済協力局長 木幡 昭七君

外務省条約局長 福田 博君

外務省情報調査局長 佐藤 行雄君

外務大臣官房審議官 高島 有終君

外務大臣官房外務参事官 内田 富夫君

通商産業省通商政策局米州大洋州課長 河野 博文君

通商産業省産業政策局産業構造課長 前田 正博君

内閣委員会調査室長 林 昌茂君

委員外の出席者

三月二十三日

即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律案(内閣提出第三六号)

は本委員会に付託された。

三月二十三日

国家公務員法第二十三条の規定に基づく国家公務員災害補償法の改正に関する意見

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二三号)

○岸田委員長 これより会議を開きます。

去る二十三日、人事院より国会に国家公務員法第二十三条の規定に基づく国家公務員災害補償法の改正に関する意見の申し出があり、同日、議長より当委員会に参考送付されましたので、御報告申し上げます。

○岸田委員長 この際、新たに就任されました国務大臣及び政務次官の方から、それぞれ発言を求められておりますので、順次これを許します。

内閣官房長官坂本三十次君。

○坂本国務大臣 このたび内閣官房長官に任命をされました坂本三十次でございます。

内閣官房と総理府本府の事務を担当することに相なりました。誠心誠意努めたいと思っております。

委員長初め皆様方の格段の御指導、御鞭撻を心からお願いをいたしまして、簡単でございますが、ごあいさついたします。どうぞよろしく。

(拍手)

○岸田委員長 総務庁長官塩崎潤君。

○塩崎国務大臣 私は、今般総務庁長官を拝命いたしました塩崎潤でございます。

私は、社会経済情勢の変化に対応をした総合的かつ効率的な行政を実現するため、総合調整官庁

として総務庁が果たすべき役割を十分認識し、行政改革の推進を初めとする各般の課題に誠心誠意取り組みたいと存じます。

委員長初め皆様方の格段の御指導、御鞭撻を心からお願いを申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

(拍手)

○岸田委員長 北海道開発庁長官砂田重民君。

○砂田国務大臣 このたび北海道開発庁長官を拝命いたしました砂田重民でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

北海道は、豊かな国土資源に恵まれ、我が国において最も開発可能性に富んだ地域であり、青函トンネルの開通や新千歳空港の開港など新たな発展基盤の整備も進み、国土の均衡ある発展に重要な役割を果たすことが期待されております。

一方、北海道を取り巻く情勢には、農産物の輸入自由化、炭鉱の閉山など厳しいものがあります。が、このような課題を克服し、地域の活性化を図るためにも、開発基盤の整備と産業の振興開発を一層積極的に推進していかなければなりません。

私は、我が国の長期的な発展に貢献する力強い北海道の形成を目指しまして、第五期北海道総合開発計画の推進に全力を尽くしてまいります所存でございます。

委員長初め委員各位の御指導と御鞭撻をお願いを申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

(拍手)

○岸田委員長 防衛庁長官石川要三君。

○石川国務大臣 このたび防衛庁長官を拝命いたしました石川要三でございます。

国際情勢の極めて激動のさなかに、この重要な国家存立の基本にかかわる国の防衛という大任を担うことになり、その責務の重さに身の引き締まる思いでございます。

私は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を

保つため、日本国憲法に従ひ、国民各位の御理解のもとで、防衛政策の推進に誠心誠意取り組んでまいる所存でございます。

かつて、私は本委員会に所属をし、皆様から多くの貴重なお教をいただきましたが、今後とも、なお一層の御指導と御鞭撻を賜りますように心からお願ひを申し上げます、ごあいさついたします。(拍手)

○岸田委員長 内閣官房副長官大島理森君。

○大島(理)政府委員 このたび内閣官房副長官を拝命いたしました大島理森でございます。

坂本官房長官を補佐いたしまして、職務に精励してまいる決意でございます。

委員長初め委員各位の御指導、御鞭撻を心からお願いいたします。ありがとうございます。(拍手)

○岸田委員長 総務政務次官虎島和夫君。

○虎島政府委員 このたび総務政務次官を拝命いたしました虎島和夫でございます。

塩崎長官を補佐し、全力を尽くしてまいりたいと思っております。

委員長初め先生の皆様方の格段の御指導、御鞭撻をお願いいたします。ありがとうございます。(拍手)

○岸田委員長 北海道開発政務次官武部勤君。

○武部政府委員 このたび北海道開発政務次官を拝命いたしました武部勤でございます。

砂田長官のもと北海道開発推進に全力を尽くしてまいりたいと存じます。

委員長初め委員各位の御指導、御鞭撻を心からお願ひ申し上げます、ごあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしく願ひいたします。(拍手)

○岸田委員長 防衛政務次官谷垣禎一君。

○谷垣政府委員 このたび防衛政務次官を拝命いたしました谷垣禎一でございます。

石川長官を補佐して、最善を尽くして職務を全うしてまいる所存でございますので、委員長初め委員の先生方の御指導、御鞭撻を心からお願ひ

申し上げます、ごあいさついたします。ありがとうございます。(拍手)

○岸田委員長 外務大臣以外の大員及び政務次官は退席されて結構でございます。

○岸田委員長 次に、内閣提出、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。中山外務大臣。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○中山外務大臣 ただいま議題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の概要について御説明いたします。

改正の第一は、在外公館の設置についてであります。今回新たに設置しようとするのは大使館一、総領事館一の計二館であります。

大使館は、南部アフリカにあるナミビア共和国に設置するものであり、ナミビアの近隣国に駐在する我が方大使をして兼轄させるものであります。

総領事館は、英国のエジンバラに設置するものであります。英国北部において、我が国企業の進出が増大しており、在留邦人保護体制の強化を図るとともに、対英外交を一層強化するとの見地から設置するものであります。

改正の第二は、最近の為替相場の変動等にかんがみ、既設在外公館の職員の在勤基本手当の基準額を全面的に改定するものであります。本改定は在外職員の生活に直接関係すること

あり、四月一日から実施する必要があります。このため、年度内の法律改正が必要であります。以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことを願ひいたします。

○岸田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○岸田委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。杉浦正健君。

○杉浦委員 大変長い名前でございますので省略させていただきますが、法律案につきまして、大臣初め関係者にお伺いをさせていただきます。

まず初めに、中山外務大臣、このたび御再任になられたわけでございます。非常に国際情勢が流動的であり、また、日米構造協議等難問山積の我が国外交を再び担っていただくわけでございますが、有数の政策マンとしての先生のすばらしいかじ取りを心から御期待、御祈念申し上げます。御活躍のほどをお祈り申し上げます。

大臣も御出席のことでございますし、せっかくの機会でございますので、まず、国際関係全般につきましてお伺いをさせていただきますかと思ひます。

御承知のとおり、国際社会はまさに激動の状態でございます。ペレストロイカも予想をはるかに超えた進展ぶり、とうとうゴルバチョフ氏が大統領になつてしまったという政治改革にまで進展を遂げてまいつておるところでございます。昨年秋季以来のソ連、東欧圏の変化、私どもだれもが予想し得ない広範囲な、また深刻な変化でございます。

総合雑誌ですら取り上げることなめらうぐらい変化は激しく、スピードであります。あのベルリンの壁が打ち壊されるという私どもの世代

にとりましては信じがたい事態から、ごく最近の例を挙げますと、もう御承知のように、東独の総選挙でほとんど共産党が消滅に近い状態。ハンガリーもつい先ごろそうでございます。そして東独と西独の統一も既に現実の日程に上がつてまいるといったすさまじい激動でございます。

このようなソ連、東欧圏の変動を含む国際情勢、劇的な変化でございますが、それを大臣、外務省としてどのように御認識なさつておられるのか。そして、それがまたECの統合にも影響するでしようし、また、私ども日本の立場とすれば、アジアの情勢にも必ず影響を及ぼすものと予想されることでございます。

アジアには、北朝鮮、中国あるいはベトナムといった共産主義国家が現存をいたしております。中国の状況も流動的でございますが、これらがどのようにソ連、東欧圏の変動と連動して変化していくのか、まことに注目すべきところであります。また、私どもの利害とも深くかかわつてまいらると思ひます。そのあたりにつきましても大臣の御所見を承りたいと存じます。

○中山外務大臣 今回再任に当たりまして、先生から温かいお励ましのお言葉をちょうだいいたしました。まことにありがとうございます。

御案内のように、ソ連におきまして新しい内政上の変化、また、経済改革を目的とするペレストロイカの推進あるいはグラスノスチ等の言われるような新しいソ連の政治体制というものがこのソ連の変化をさらに生んで、大統領制が実現するという考へてもいなくなつたような事態が出てまいつたわけでありまして、それに合わせて、東ヨーロッパでは、このソ連の新思考外交に基づいてそれぞれの民族がみずからの道を選ぶという新しい動きが出てまいりまして、民主化、自由化を求め、さらに自由主義経済体制への移行を求めて各国がそれぞれの動きを始めていますことは、御案内のとおりであります。

いましてアフリカ側からの関心も非常に高まっておりますし、また、ODA等人道的立場からの支援も要請されておることでございます。昨年の御大喪の際にも、アフリカ諸国からはハイレベルの弔問団が、政府使節が全地域から参加されてゐる。近年、要人の交流も大変盛んでございます。こういった日本・アフリカ関係の将来について、外務大臣としてどのようにお考えか、対アフリカ

政策をどのように推進されるお考えか、まずお伺いしたいと存じます。

○中山国務大臣 アフリカ諸国は他の地域に比べまして途上国の数が極めて多いというふうになります。認識をいたしておきまして、政府としては、かねてアフリカ関係諸国に経済協力をいたしてまいっておりますけれども、今後とも、引き続きこれらの地域に対する援助を進めてまいりたいと考えております。

実は、昨日も象牙海岸から外務大臣が来られまして、七十二億円の経済協力、特に農業改善事業を中心とした経済協力の締結をいたしたところでございます。

さらに、ナミビアにおきます独立等につきましては、先般国連監視機構の選挙につきましても日本から職員を派遣をいたし、協力いたしました。この国の経済発展につきましても、今後具体的な要請があればこれに対して経済協力を進めていかなければならないと考えております。

また、特に南アフリカ連邦につきましてはアパルトヘイトの問題もございまして、このような問題につきましても、政府としてはこれから前向きに努力をしなければならぬと考えております。

○杉浦委員 ナミビアにつきましては、つい先日独立したばかりでございますが、日本の二倍を超える国土でありながら人口が百数十万人という大変希薄な人口の国であり、資源は非常に豊富だと聞いております。また、いろいろな経済的な問題も多く、特に白人の技能層がほとんど引き揚げておるような状況も漏れ聞いておるところでございます。これからのナミビアの発展にとりましては、我が国を初めいろいろな形で協力が必要であらうかと思われるところでございますので、ぜひともこの大使館の開設を機に、まだ大使館そのものは開設されない、併設と申しますか、よその大使館で面倒を見ることになるようでありまして、一度も、ひとつ大いに御推進をお願いしたい、こう存する次第でございます。アフリカ全体はともかく大きな大陸でありまして、いろいろな国々があるわ

けでございますけれども、ひとつ今後とも外務省におかれても、きめ細かい協力を各地域の実情に応じて推進されるよう期待いたしますのでございませう。

最後に、外交の実施体制についてお伺いをさせていただきます。

本法案におきましては、円安に伴う待遇の改善が提案されておるわけであります。当然のことでありまして、必要な是正を行っていただきたいと思っております。それと同時に、このように激動しております国際情勢の中で、例えて申しますと東欧における人員その他大使館の体制も必ずしも十分でない、そのように漏れ聞いておるところでございます。国際情勢の流動化に伴いまして、我が国としてそれに対応することがどうしても必要なこととあります。外交面における外交実施体制の強化が必要であると思われまして、また、そういった体制の強化と同時に、海外で働かれる外交官の方々が安心して働いていただけるようにしなければならぬと思うわけでございまして、この点につきまして大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○中山国務大臣 先生から大変心のこもったお話をちょうだいいたしておりますが、率直に申し上げまして外務省の定員は極めて不足をしているという状況ではないかと思っております。

特に共産圏の大使館員の数不足をしている。従来、ソビエト・ロシアを中心にコモンウェルスとして衛星国というような感覚で東ヨーロッパの国が存在をしておりました。そういう中で、従来、モスクワを中心に情報を集めておれば大体東ヨーロッパの動きというものが把握ができた。そういう地域が、昨年来の東ヨーロッパにおける大変換、このようなことで、それぞれの国がソ連とは別の立場で、それぞれの国民が新しい政府を樹立して外交活動を展開するというような情勢が出てまいりました。

そこに配置をしております日本の在外公館の館員数は、極めて微々たる数字でございます。そういう館を増強いたしませんと、これからのECの統合、また、統合されるECと東ヨーロッパのそれぞれの国との相互の国家間の関係の樹立、経済的交流、人的交流、そういうものを考えますと、相当な機能と人員を配置しないとこれらの国々との外交が十分でない、こういう認識を非常に強めておられますので、ひとつ今後とも外務省の定員の増加等につきましては委員各位の御理解をちょうだいいたしまして、ぜひ外交の充実を期してまいりたい、このように考えております。

○杉浦委員 定員の増加も大切なことだと思っておりますが、また同時に、これは私の個人的な考えでございますけれども、数をふやせばいいという問題でもないと思うのです。少数精鋭と申しますから、優秀な外務官僚がおられるわけでありまして、もともと大きな権限を与えて、少数であっても十分に能力を発揮して働いてもらえるように、制度面の検討も含めまして、定員、制度、そういった両面でのこの激動する事態に対応できるようにひとつ見直していただくことが必要ではなからうかという感じがいたしますのでございまして。

私の場合、党の外交部会等いろいろな御説明を伺うわけでありますが、部分的な、例えばナミビアをどうするとか東欧をどうするとかいう問題だけでなく、日本の外交体制全体について、各国との対比で、例えば大使館の設置場所、その定員等見直すべき時期に来ておるのではないかと、この感じがいたしますので、大臣の御所見はいかがでございましょうか。

○中山国務大臣 超大国を中心に国際政治というものが動かされてきたという過去の歴史から、新しく経済力を中心にした国際関係というものが非常に大きなウエイトを占めてくる国際政治の登場でございます。そういう中ではこの日本の外務省の機構というものは、今までの諸先輩が営々と築いてこられた立派なものでもございまして、けれども、それぞれの時代に適した新しい考え方を立てて、そして新しい外交の展開をしていかなければならない、もちろんそのように考えております。

す。問題は、委員も御案内のように機構改革とか定員の問題等は枠で縛られたりしておりますし、公館の設置等も枠がございましてなかなか新しい設置ができないという状況の中で大変苦勞しているというものが今日の外務省の率直な立場でございますので、一層ひとつ御支援をお願い申し上げたいと考えております。

○杉浦委員 特に、ソ連、東欧等共産圏につきましては、今アメリカ、ヨーロッパ等からどんどん企業進出がなされておるわけでありまして。日本の経済界はまだ現時点では消極的でありましてけれども、いずれせきを切ったように合併事業等の交流が始まるのが予想されるわけでございまして、そういった事態に備える意味でも、ひとつ積極的な御検討をお願いしたいと思います。

いろいろお伺いしたいことがあるわけでございまして、在外公館の通信等の設備あるいはいろいろ聞くところによりますと、旅費などもまだ十分じゃないようにお伺いしております。また、そういう表現は適切じゃないかもしれませんが、アフリカなんかの場合はいわば不健康地でありまして。そういった土地に対する対策等、いわゆる外交の足腰の問題でございまして、もともとと改善されなければならぬ点があるやに見受けられるところがございます。こういった点、時間がございませぬのでお伺いできませんけれども、ひとつ大臣、外務省当局、私どもも協力してまいりますが、充実していったいただきたいと思っております。

お伺いしたい点はたくさんございまして、時間の関係がございまして、このあたりで終わらせていただきます。

○岸田委員長 志賀一夫君。
○志賀(二)委員 私は、日本社会党・護憲共同を代表しまして、当委員会に付託されました議案のうち、在外公館、特にビルマ大使館の名称変更関係等について、まずお伺いをいたしたいと思っております。
質問の第一は、国名、首都名はいかなる理由によって変更されるのか。二つ目は、ミャンマーと

いう名前に変わられた国の政治経済体制の状況はどうなっているのか。概況等についてまずお伺いをしたいと思います。

○佐藤(通政府委員) お答え申し上げます。

まず、前半の御質問について私から御答弁申し上げます。その国の状況によって起こるわけでございますけれども、法律改正を要する理由につきましては、国名が変わるたびに法律改正をお願いするということは若干時間的な要素もございます。そのことだけのために御審議をお願いするということは、時間的な要素からいましてなかなか都合が悪いと思います。私も、年度の間に国名が変更される場合には実質的に国名の変更を各方面に通知いたしますけれども、法律の改正につきましては、年度の冒頭に当たりまして本日御審議いただいているような背景のもとでお願いいたします。

なお、ミャンマーの状況につきましてはアジア局長から御答弁があると思います。

○谷野政府委員 ミャンマーの状況を御説明いたします。前に、たまたまの国名の変更の問題について若干御説明したいと思っております。

先生御案内のように、ビルマ政府と呼んでいたわけでございますけれども、昨年の六月十八日付をもとにして、英語の表示の正式の国名をそれまでユニオン・オブ・バーマ、日本語でビルマ連邦と言っておりましたが、それをユニオン・オブ・ミャンマー、日本語でミャンマー連邦、そのように変更するというのを先方の政府が決定いたしました。

いかなる理由によるものかというお尋ねであったかと思っております。ミャンマー政府は次の点を挙げております。すなわち、先生も御案内のように、この国はビルマ族を初めとしたさまざまな民族から成っております複合国家でございます。そういう状況のもとでバーマあるいはビルマというふうに呼びなわしますと何かビルマ族のみを指すというふうに誤解されやすいと

いうことのようにございまして、そのような誤解を避けるために、国内のいろいろな民族すべてを包含する概念として既に古くから確立しておりますミャンマーをもって正式の国名としたというものが当時の政府の説明でございました。その背景には、英語の表現を一掃することによりまして民族の意識を高揚するというような意思もあつたやに聞いております。

それから、ミャンマーの政治経済情勢についてお尋ねがございましたけれども、これも先生御案内のように、一昨年九月に国軍が全土を掌握する形で今の政権ができました。その後、選挙に向けて着々と準備が進んでおりまして、本年の五月二十七日に一応総選挙が予定されておるわけでございます。ただ、いまだ九十三及び政友会候補者を出してございまして、既に選挙運動が開始されております。現在はそういう状況でございまして、ただ、民政移管に至る前でございますので、国内の状況は、例えば夜間外出が禁止されております等、若干の正常さを欠いておる状況でございます。

それから経済的には、これも御案内のように、新しい政府は外資法の制定とか輸出入の業務の自由化等、いわば開放政策を推進してきておるわけでございます。しかしながら、残念なことに、そのような努力にもかかわらず経済的な困難は依然として深刻でございまして、外貨準備あるいは経済成長率、いずれも大変低レベルにございまして、こういった状況が根本的に改善されるにはまだ若干の時間を要すると思っております。

以上でございます。

○志賀(一)委員 次に、ミャンマーと我が国の関係というのは非常に古いものがあると思っております。特に、仏教国として長い長い関係があったわけでありまして、今、我が国がミャンマーに対して経済援助をなさっている。特にお話がございましたように、一昨年に軍事政権ができて、今もなお支配下にある、そういう中で一体どのような経済援助をされておるのか。今日までの経過、そし

てまた、軍事政権というものが支配しているという国に対していかなる根拠があるかは理念で援助されているのか、その点についてもあわせてお聞きしたいと思います。

○茂田政府委員 お答えいたします。

一昨年、ミャンマー国内におきまして武力衝突の発生等、政情の混乱が発生いたしました。しかもこれが長期化したということがございました。この状況にかんがみまして、日本の対ミャンマー経済協力援助の実施は事実上停止を余儀なくされたという状況がございました。

ただ、その後、軍事クーデターを挟みまして、昨年の二月に至りまして新政権を我が国が承認するということがございまして、その結果としまして日本とミャンマーの政府間の関係が正常に復活したということがございました。また、この間、ミャンマー国内での状況、治安の回復等も行われまして、だんだん援助を行う客観的状況が整ってきたということで、現在我々は、従来停止を余儀なくされていた実施中の案件、継続案件でございまして、これを問題のないところから再開してきているというのが現状でございます。継続案件の中には円借款の案件、技術協力の案件がございまして、

ただ、ビルマに対する新規援助の約束または供与に關しましては、緊急的、人道的性格の援助は別として、いましばらくビルマ側の情勢を見守っていきたいというふうに考えております。

○志賀(一)委員 いろいろ情勢の変化に伴って、援助された内容についてももう少し数字を挙げて詳しく御説明いただけないでしょうか。

○茂田政府委員 お答えいたします。

有償資金協力で今継続中の案件というのは、全部で十九案件でございます。これは援助を供与している金額でいいますと、千二百五十八億円になります。

それから無償資金協力でございまして、無償資金協力に關しましては、政府承認後、オンゴーイング案件を実施いたしました。その結果としまして、

て、日本が約束した無償資金協力の案件は既に完成をしております。ただいま行っている無償資金協力の案件というのはございせん。どういった案件があったかといふと、例えば原種貯蔵センター建設計画というふうなもの、それから中央林業開発訓練センター建設計画というふうなものを実施してまいりました。

技術協力に關しましては、研修員の受け入れ、専門家の派遣ということで、専門家の派遣に關しては治安等の状況が整ったところからやっておりますということでございます。

○志賀(一)委員 先ほど答弁の中でありましたが、本年五月ごろ総選挙がなされるといふようなお話でありまして、その現状と展望などをひとつお聞かせいただければ幸いです。

○谷野政府委員 ただいまの状況は、まことに残念なことでありまして、日本におきましても名の通っております何人かの政治家の方々が選挙運動への参加ができない状況でございまして、そういう中で既に選挙運動自体は始まっているわけでございますけれども、私どもは、いろいろな機会をとらえまして、やはり来るべき五月の選挙におきましては国際的にもその結果が祝福されるような選挙であってほしいということを先方政府に伝えております。言いかえしますならば、やはりすべての政治指導者の方々が参加できるような祝福された選挙であってほしいということを内々先方政府に伝えてきておるところでございます。

○志賀(一)委員 この件については後でもちょっと若干触れたいと思っております。

この海外援助問題について、次に私は、これと関連の中でODAに關する部分についてお聞きしたいと思っております。最近の東欧の激動、これらの中で、まず最初に政府としては、ポーランド、ハンガリーに對しまして経済協力というところでの援助をしようということにお決めたというふうであります。これもODAの一部だといふふうに断定的には言えませんが、やはり

ODAと言われる予算にかかわること、両国に支出されているのではないかな、こういうふうに考えますから、私は、まずポーランド、ハンガリーに対するそれらの一連の援助に対する政府の基本的な考え方を尋ねたいと思います。

○中山国務大臣 ポーランド、ハンガリーに対する援助に対する政府の基本的な考え方は、自由化、民主化を求めた国が共産党政府を葬り去って新しい民主的な政府を樹立する、そういう中で、自由市場経済原理を導入して国民生活の質の向上を図るという考え方の国々に対して、この国々の方々が経済的に立ち上がるための支援を行う、こういうことがこの新しく民主化を求めた国々の発展に自信をつけさせる、そのことが他の民主化を求めている国々のこれからの国づくりにも大きないい結果を与えるのではないかな、このような考えから、ポーランド、ハンガリーの支援を、G24の国々とともに協議をいたしまして、日本政府としては、DACのリストに登録をされてはおりませんでしたが、国民生活水準から考えて発展途上国に類する国という判断の中でこの国々に対する経済援助をいたすことに決定をいたしましたのでございます。

○志賀(一)委員 そういたしますと、両国に対する援助も、DACの了承は得てはいないけれども、しかし、考え方としてはODA援助の精神に基づいた一環としての援助のあり方だというふうな理解してよろしいですか。

○中山国務大臣 国際的にはODAにどれだけの資金を拠出したかという計算には計上されないと思います。しかし、先生御指摘のように、そのような性格を帯びたものということで、日本政府の判断で行ったわけでございます。

○志賀(一)委員 そういたしますと、この援助は、現実的にはODAの予算と呼ばれる経済協力費等の予算から支出をされている、こういう事実が当然なんですね。認めていいですね。

○茂田政府委員 お答えいたします。

資金がODAとカウントして勘定されるかどうかという点に關しましては、これはDACにODA対象国のリストがございまして、そのリストに資金を受け取った国が含まれているかどうかという点によって決まります。ただいま現在、ポーランド、ハンガリーをこのDACリストに計上するかどうかということがOECDの中で議論になっておりますけれども、大臣から先ほど御答弁がございましたが、現在ではDACリストには入っていないということでございます。

日本の予算との関係でいいますと、日本の予算の中に経済協力費というものがございまして、それで、この間、ポーランドに対して食糧援助の関係の経費、それからJICAを通じて現在技術協力を行っておりますけれども、その経費はこの経費から出ております。

法律的なことを若干申し上げますと、海外経済協力基金法及び国際協力事業団法上は、海外経済協力基金及び国際協力事業団は開発途上にある地域に対して援助を行えるということになっております。それで、ポーランド、ハンガリーのそれぞれ一人当たりの国民所得等を勘案いたしますと、このポーランド、ハンガリーを国際協力事業団法及び海外経済協力基金法上、開発途上の地域として認めるのが妥当であるという判断からそういう措置をとっているということでございます。

○志賀(一)委員 御説を聞きまして、DAC関係はともあれ、国内的には、予算としては、やはりODAに關係する部分の支出である、こういうふうに変更して理解していいですか。

○茂田政府委員 お答えいたします。

ODAというのは、非常に厳密に言いますと国際的に成立する概念でございまして、日本の援助がODAとして認められるかどうかというのはDACの話にかかわります。ただ、予算上は、先ほど申し上げましたように経済協力費という中でありますというふうに御理解いただけたらと思います。

○志賀(一)委員 ここで私は、若干前後するわけでありませんが、改めてODAの目的、内容、予算

等についてお聞きしたいと思ひます。

○茂田政府委員 お答えいたします。

ODAの概念ですけれども、これはDACで決まっておりますが、まず最初に、政府開発援助と称しておりますが、政府が行うものであるということが一つの要件でございまして、それから、そのODAが供与される国に關しましては、先ほど申し上げましたDACのリストがございまして、そのリストに掲載されている国に對する資金の供与がODAにカウントされます。さらに、その資金の供与でありまして、例えば商業ベースでの資金供与、輸銀ベースでの資金供与のようなものはODAとはカウントされません。贈与、例えば無償資金協力ですとか技術協力ですとかはODAに当然カウントされます。

借款の場合には、これは複雑な計算方式があるわけですが、これは複雑な計算方式があるわけですが、このグラントエレメントと、商業金利で借りた場合に返さなければならぬ額と非常に低利で借りた場合に返さなければならぬ額の差をとりましてグラントエレメントが何%であるという計算を行います。現在のDACにおける定義におきましては、借款に關しましてはグラントエレメントが二五%以上の場合にODAにカウントされることになっております。日本の円借款はすべてこれに該当するということでございます。

○志賀(一)委員 我が国の国際的な地位の向上に伴いまして、当然その国際上における役割と責任というものは大きくなっていくことは申すまでもないことであると思ひます。政府が最近策定いたしました第四次中期目標では、今後五カ年の実績総額を過去五カ年の倍以上として対GNP比率の改善を図るといふような閣議決定をされたというふうな聞かされておりますが、今後の方針等についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

さらにはまた、このODA援助につきましましては、国内でもいろいろな批判があります。まず一つには、本当に相手から喜ばれる援助になつてい

るのだろうか。また、援助体制が本当にガラス張りになつていないのではないかな。あるいはまた、国会でのチェック機能を果たしていないのではないかな。また、援助機構の一元化、効率化等の問題指摘もあります。また、外国の方からは、日本の経済大国と言われる国力からしてまだ不十分だ。あるいはまた、質的援助部分が少ないのではないかな。その援助の範囲がアジアに偏り過ぎている。あるいはまた、いわゆるひもつき援助が多いのかというふうな数々の御指摘があります。

こういうふうな御指摘に対して、対外援助にふさわしい援助のあり方、日本として海外から信頼される、本当に援助を受けてよかったと感謝されるような方法にぜひ持っていくために、これからの考え方、方針等をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○茂田政府委員 お答えいたします。

政府としては、日本の国際的な地位にかんがみまして、今後ともODAを増加させていくべきであるというふうに考えておりました。先生御指摘のとおり、現在第四次中期目標のもとで、一九八八年から一九九二年の間に五百億ドル以上の対外援助を行うという目標として努力をいたしております。

それから、援助の関連では、先生御指摘のとおりいろいろな問題が指摘されております。一つは、日本の援助の中で技術協力、無償資金協力の割合が低いのではないかなという指摘がござい

ます。これは先生御指摘の質の問題にかかわる問題でございまして、我々はこの第四次中期目標の中で、この技術協力、無償資金協力をもっとふやしていきたいと考えております。

それから、日本の援助に關しましては、ひもつきではないかという批判がございまして、ただ、この批判は事実の問題としては当たっていないと我々は考えております。といひますのは、日本の現在の円借款のいわゆる一般アンタイド率は七〇%を超えております。このアンタイド率は、DAC

諸国の中では日本が一番進んでいると言つてもいいかと思ひます。かつ、その中で、一般アンタイドで入札をした場合に日本企業が調達する割合は三〇〇以下でございます。したがって、日本の援助がひもつきではないかという批判は現在では当たらないと思ひます。ただ、日本の国際的な立場にかんがみまして、今後とも円借款のアンタイド化を進めていくことは必要ではないだろうかと思ひます。

それから、日本の援助の評価に關連しての御質問がございました。国内でも援助のいろいろなプロジェクトについての御批判をいただいておりますし、我々も謙虚に耳を傾けて、改善すべきは改善してまいりたいと思つております。ただ、海外での日本の援助の評価に關して言いますと、先般の大喪の礼のときに來られた外国の元首の方、外務大臣の方は、先進国の場合を除きましてほぼ皆さん、日本の援助については高い評価を述べてくれたと思ひます。

国民のレベルに關しましては、外務省におきまして援助の受け取り国で世論調査等を行つておりますけれども、私、手元に今数字がございせんが、八〇％ないしは九〇％の人が、ASEAN諸国においては日本の援助は十分役立っているあるいは役立っているという評価をしております。

援助の実施体制に關しての問題指摘がございました。我々は、現在の援助の実施体制というのは、円借款に關しましては外務、大蔵、通産、経企の四省庁で案件の審査をしまして、対外的には外務省が一元的に対応していく、技術協力、無償資金協力については外務省が中心となつて対応しまして、日本国内において行われるいろいろなことに關しては、各省庁の専門的な知識を利用させていただいていくという体制になつていと思ひます。

そういう体制でこれまでやってまいりましたし、これからのこの運用の改善ということは必要であらうと思つておりますけれども、その体制を抜本的に変える必要はないのかと思ひます。

それから、国会と援助との關係についてのことですが、我々は、できる限り国会に對しましてプロジェクトその他に對しての実施状況等を報告していきたいと思ひます。

○志賀(一)委員 先ほどポーランド、ハンガリー等の援助のことについてお聞きしましたが、それとの關係で、これから東欧諸国は大変な状態にありますから、東欧諸国に對して必要と認めた場合にハンガリー、ポーランドと同じような援助を今後進める、こういう考え方をもちかどうか、明らかにしていただきたい。

○中山國務大臣 ポーランド、ハンガリー以外の東欧諸国につきましては、それらの国々の新しい自由市場原理導入あるいは民主化の進みぐあいに伴ひまして、日本国としては欧州各国と協議をし、と申しますのは、G24という機関がございましてそこではいろいろと私も協議をしてきた経過がございまして、各国とも協議しながら援助を続けてまいりたい、ただし、その場合には、相手国の累積債務の問題、あるいは累積債務の問題でも国立金融機関からの借り入れの状態あるいは民間金融機関からの借り入れの累積債務の問題等も含めて検討対象としてまいる考え方でございまして、○志賀(一)委員 私のお聞きしますところでは、このODA關係を、今後、閣議決定のように第四次計画では倍増しようという方向もあるわけでありまして、予算も多くなる、また対象国もだんだんとふえていく、こういう状態になれば、そういう中で当然ODAに對する——従来は私も、世界での貧しい国々、そして困つてゐる人々、弱者に對する援助だというふうに理解しておつたわけでありまして、しかし、対象国が多くなればいろいろその国の実情もかなり変わつてくる。それに対応した援助の仕方というものが当然出てくるわけでありまして、先ほどミャンマーについては国情の変化等に應じての援助を現実にやっておるようにお聞きしましたし、また、今度はポーランド、ハンガリーについても、私どもの受け取り

りでは従来と若干異なる視点からの援助だなど受け取らざるを得ない。そんなふうに考えますと、今日、ODA等の予算については確たる法律的な根拠またそれを貫く理念というものが明確になつておらない。そういうふうな受けとめますと、やはりきちつとした理念を持ち、そして法的な根拠、裏づけのある予算的な対応を、これがこの予算の今後の額や対象国の増加等を考えれば当然のことではなからうかと私は思ふわけでありまして、まだ定かに教えていただけていませんが、かつて我が社会党も川崎先生を代表とする基本法に對しての御提案をなさつていたという経緯などもお聞きしますと、そろそろこの基本法なるものをつくるべき時期に來ておるのではなからうか、こういうふうな思ひますので、今後検討するお考えがあるかどうか、お聞きをしておきたいと思ひます。

○中山國務大臣 ODAに關しまして基本法をつくる考え方がどうかというお尋ねでございまして、現在のところ、政府といたしましてはそういう法律を制定するという考え方は持つておりません。

○志賀(一)委員 私は、ここで視点を變えまして、今問題になつております日米の経済摩擦問題についてお聞きをいたしたいと思ひます。

日米關係については御承知のように大変な關係でありまして、そういう中で今日のこのトラブルは非常に大変なことだと私も受けとめておるわけでありまして、国会での答弁をお聞きしますと、そのような緊迫した受けとめ方というふうには聞けないような答弁が多々あると私は思つてゐるわけでありまして、まさに異常としか言ひようのないような今日の日米間の経済問題のトラブルではないかな、そんなふうな受けとめてゐるところであります。

そういうところから、まず私がお聞きしたいことは、七〇年代にこの経済摩擦が始まりまして、その中心となつたのは繊維やカラーテレビあるいは鉄鋼等の問題、これが日米貿易摩擦の最

初に問題化した点であります。それ以来、我が国の主たる対応というのは自主規制を中心にした対応であつたと思ひますが、今度の構造問題を契機に新たな変容を見せる交渉課題が出てきてゐると思ひます。今日までの日米貿易摩擦にかかわる経過についてどのように受けとめておられたのか、その時点での問題は何か中心課題であつたのか等についてまずお聞きをしたいと思います。

○須藤政府委員 お答えいたします。

先生御指摘のとおり、日米経済摩擦は一九七〇年代から特に貿易の不均衡という形で表面化してきたこととございまして、特に七〇年代におきましては、繊維から始まつて、鉄鋼、それから自動車というふうな、日本がアメリカに比較して競争力の強い分野での集中の傾向がございますが、そういう非常に強激な輸出の伸びがアメリカ側から問題にされまして、いろいろ両国間で話し合いを行つてきたわけがございまして、解決の一つの方法といたしましては、確かに御指摘のとおり自主規制というふうな形で、繊維につきましては、国際繊維取り決め、MFAというものが多国間で合意されておりますが、そういうものの枠内で対応するか、それから鉄鋼につきましては、一種の自主規制がございまして、それから、自動車につきましては、一種の自主規制を導入いたしました。その後の推移を見ましますと、特に円とドルとの為替レートの問題もございまして、八〇年代に入りまして貿易不均衡がますます大きくなつていく情勢がございまして、それへの対応が問題になつたわけがございまして、貿易不均衡は、経済学的に申しますと一國の経済の貯蓄と投資のギャップあるいは消費と生産のギャップというふうな、基本的な一國の経済の構造に根本的な原因があるのではないかと一國の認識が双方に生まれてきて、こういうふうな貿易不均衡に對処するために、市場の開放とか個々の産品についての話し合いも進める必要はありますけれども、そういうものの背景をなしている構造問題

についてひとつ話し合つたらどうかということになりまして、昨年の五月の二十六日、ブッシュ大統領が声明を發出いたしました、スパー三〇一条とは全く別の枠組みとして日本と構造問題に関して協議を行うことを提案されたわけでございます。

その提案を受けまして、昨年の七月十四日にアルシュ・サミットの際の日米首脳会談におきまして、今後本件協議を行っていく旨を合意して、その旨の共同声明を行っておりますが、この合意を受けましてたまたまの構造問題の協議が行われている次第でございます。

○志賀(一)委員　いろいろお話がございましたが、私は、日米貿易摩擦の問題で今組上に乗っています問題を別な面からお聞きをしたいと思っています。その一方でありますが、まずその一つに、日本の企業の特質といったものがあるのではなからうかというふうに私は思うのであります。

安売り、ダンピングと世界から騒がれたりする、その騒がれる背景には、国内の工業製品の割高というものがあります。国内では高く売って、そしていわば出血輸出をして、外国では貿易黒字として騒がれるというような実態、そういうところに基本的な日本の企業の体質があるなというふ

うに受けとめているわけですが、そういう中で私は企業に対する貿易対応策についても多少しく政府の指導、そういうものがあってよろしいのではないか、そういうふうに考えるわけであります。その点についてまずお聞きをいたしたいと思います。

○須藤政府委員　御指摘のとおり、日本の企業の行動あるいはビヘービアといえますか態度につきまして諸外国からいろいろ批判があることは承知しております。例えば、御指摘になりましたダンピングのケースでございますが、確かにヨーロッパあるいはアメリカからダンピングとして提訴されてダンピング相殺関税をかけられたりしている例もございます。このダンピングの問題は、非常に難しい技術的な問題がございまして、ガットそ

の他でもダンピングの認定あるいはダンピングの手続をどうするかというようなことについて、現在ウルグアイ・ラウンドの中でも話し合いが行われておりますが、そういう問題は別といたしましても、日本の国内で不当にもうけて、そのツケを外国に持っていくって外国で不当に安く売って殴り込みをかけるというような企業の行動というのは、国際的にも受け入れられないものでございますので、そういう点については、日本の企業としてもきちんと対応していただかないといけないと思っております。

その関連で、最近では、内外価格差の問題につきましても政府として真剣に取り組んでいるところでございます。

○志賀(一)委員 今度の貿易摩擦の点で一つの問題指摘をされていますのは、何といつても対米貿易の中でたぐさんの輸入超過がある、こういう問題が指摘をされて、その額が大変な額になっている。日本側からいえば四百八十億ドル、アメリカから見れば四百九十億ドルというような、若干誤

差がありますけれども、大変な貿易赤字となっておるわけがありますが、この赤字がなぜ減らないのか、その辺について減らすためにどのような方策で今日まで努力されてきたのか。かなり円高・ドル安になって、八五年からすれば円高の部分では四五%もドル安になっているのに、赤字の方

はわずかに一七％くらいしか減っていない。また、アメリカの対外貿易赤字の中で我が国への赤字というものの占めている割合がだんだん多くなっている。こういう事態に対する怒り、焦り、いら立ちというのが今日の構造摩擦になっている基本的なことだと思っておりますが、今

日までの赤字解消のための経過なり、どういう努力をされてきたのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

○須藤政府委員　先生御指摘のとおり、アメリカと日本との赤字は一番新しい数字で四百八十億ドルあるいは四百九十億ドル、両国の統計で若干の違いがありますが、日本の赤字がアメリカの全体

の赤字の中に占める割合も四〇%を超えて四五%になったというようなことを背景といたしまして、アメリカ側のいら立ちが非常に高まっているわけでございます。アメリカ側にとりましては輸入超過になるわけでございますが、これは基本的にはアメリカの輸入業者あるいはアメリカの消費業者が、日本製品が安く優秀であるということで購入するのですから、アメリカの輸入がふえるという面がございます。その点は基本的には競争力の問題だと思いますが、アメリカの消費者といたしましては、アメリカの国産品を買う自由はもちろ

あるわけでございます。それから、ヨーロッパから輸入した製品を買う自由もありますし、日本からの製品を買う自由もあるわけでございますが、消費者はそういうものを平等に比較して、比較的安くていいものを買うという消費行動をとるわけでございまして、基本的には競争力の差が

この赤字の原因になっているのではないかと思います。もちろん、先ほど御指摘のダンピングのような不正な競争は別といたしまして、公正な競争が行われている限り、競争力の問題というのがその基本にあると思います。さらにその背景には、アメリカの構造問題、先ほど御説明いたしました

ような消費と生産、投資と貯蓄のギャップというような構造問題もマクロの問題としてはあるわけですが、直接には商品の競争力ということがあろうかと思います。

その競争力に大きな影響を与える可能性のある要因の一つとして、円とドルの為替レートの

問題があるわけでございます。数年前に、円高・ドル安ということがございまして、貿易不均衡の改善につながるものが期待されたわけでございますが、この点につきましては、日本の企業が生産性向上あるいは製品改善の努力をした結果、それほど輸出に影響が出ないままにかえて競争力が強化されたという面もございまして、基本的には貿易不均衡の改善には今のところつながってきていないということがございます。

したがって、日本政府といたしましても、

基本的には企業の競争力の問題ではございますが、貿易摩擦を避けながら中長期的に改善していくためには、やはり構造問題に取り組んでいかなければいけないんじゃないかという認識もありまして、構造問題に対する取り組み、並びに、逆に今度はアメリカの日本に対する輸出を伸ばしてもらわないと困りますので、この点につきまして、アメリカ側の努力を一層期待したいということとで、従前からアメリカ側に対してもその点を指摘しているわけでございますが、構造協議の中におきましても、アメリカ側の企業の競争力の強化、それから日本への輸出努力を一層進めてほしいということも言っております。この貿易赤字の問題は、基本的には黒字国だけの責任ではなくて、赤字国と黒字国と両方の努力によって解決する問題ではないかということを申ししているわけでございます。

○志賀(一)委員 お話はよくわかるわけでありま
す。市場競争でやるからやむを得ない、それは当
然のことだと思うのでありますが、しかし、現実
に日本の輸出が多いために赤字が依然として減ら
ない、そのためにまた内政干渉とも言えるような
ジャパンバッシングが現実起こっている、こう

いう事態を考えますと、やはりそれなりのいろんな面での努力は当然するべきだ。こういうふうに考えますと、今までのアメリカに対する輸出は自主規制、こういうことであったけれども、しかしこれを一歩進めて、買うのだからやむを得ないのではなくして、アメリカ側が買うからそのまま売

るという関係ではなくして、やはり輸出に対する全体的な抑制をする、自主規制でもう済まない、もうこの辺で、品目ごとに十分な検討を加えた上でもっと内需を高めて、そして輸出入の削減をする、そういう方向をこれから改めて一つの赤字解消の方策として考えるべきではないのか、そう私は思いますが、どうでしょうか。

○河野説明員　通産省でございます。お答えさせていただきます。

先ほど外務省からの御答弁にもございましたよ

うに、従来貿易の不均衡が続いております背景には、日本側からは資本財、これは現地生産に伴います機械ですとか部品の様なものも含まれますが、こういったものの輸出がかなり伸びております。一方、輸入もかなり高い伸びで米国からふえておりますけれども、もともとの輸出入の格差がかなり大きかったものですから、この伸びでも収支を大幅に縮めるには追いつかないという状況がございました。ただし、御案内のように、内需中心の経済運営をするということを基本にいたしまして、このところ米国を含めた日本の輸入はさらに大幅に伸びているわけでございまして、そういった成果も徐々にあらわれていると思うわけでございます。

例えますと、昨年の第四・四半期の米国との収支でございすけれども、輸出が七割減少する一方で輸入が一割ふえるというように一つの兆しは見えていられるように思われるわけでございます。加えまして、やはり全体として拡大均衡の中でこの収支不均衡を是正していくというのが私どもの国としての態度ではなからうかというふうに思うわけでございまして、通産省といたしましては、これまでも関係の企業に輸入拡大努力というものも積極的に呼びかけてきておりますけれども、それに加えて、今国会にも御提案させていただきますように、輸入促進税制の創設でございすとか、一千を超える品目に関する関税の撤廃でございすとか、あるいはその他の各般の輸入拡大措置というものを御提案させていただいていられるわけでございまして、こういったものを通じて、拡大均衡で何とかこの収支不均衡を解消していきたいというふうに考えているわけでございます。

○志賀(一)委員 時間がなくなってきましたので、一点だけ申し上げておきたいと思ひます。

実は先ほども我が国の企業の体質について申し上げましたが、御承知のように、我が国の経済はいわゆる二重構造であります。私の地元周辺に進出していきます皆さんの企業のほとんどは下請

企業であります。関連する中小企業の皆さんは、この円高・ドル安の中で、あるときにはダンピングもありましようけれども、正常な形で輸出する場合でも、その都度大企業による合理化でわじわと抑えつけられてきている。あるときには円高で高くなつて売れなくなるから、その円高になつた部分をそのままストレートに下請企業に転嫁をする、そういうことが今日の日本の海外輸出が大幅に伸びている一つの理由にもなつていいると思ひます。外国のある総理が日本人はウサギ小屋に住んでいる、こういう表現をされたのですが、東京と地方との所得格差、賃金格差、こういうものがだんだん広がつて、差がついてきている。私は、私の周辺の若い奥さん方に聞いたのですが、今どれくらいもらっているかといひますと、手取り七万八千、そういう低い賃金で働いているのは農家の婦人がほとんどであります。それは、やはり地方が、農村地域が今の経済の二重構造の犠牲になつていいる、こう言わざるを得ないわけでありす。その点に関するアメリカ側の構造問題の中での提起がされていいることは聞いておりませんけれども、私が周囲を見たときに、この二重構造をなくしていかない限り、日本の、我が国の内需拡大もないし、外国から指摘されるようなウサギ小屋の解消もあり得ない、こういうふうな考えでいられるわけであります。こういう日本企業の特質をどう受けとめ、どのように考えておられるのか、若干お聞きしたいと思ひます。

○前田説明員 ただいま御指摘のいわれる二重構造と言われるものは、私どもの調査によりますと、大企業と中小企業の格差は、賃金で六割ぐらゐ、また付加価値生産性で五割ぐらゐといふことで、確かに大企業との間の格差はかなりのものがあると思ひます。

先生御案内のとおり、中小企業というのはいわゆる我が国において圧倒的な多数を占めておるのみならず、その創造的な活動ぶりから見ても、我が国の経済活動の進歩の源泉といひますか、活力の源泉になつておることは間違いありません。した

がしまして、私どもは、こういった大企業との格差というものは今後も従前以上に精力的に取り組んでいく必要があろうかと思ひます。

九〇年代を迎えまして、九〇年代を展望いたしますときに、基本的には経済の運営といたしまして貿易インバランスの解消を目指した内需主導型の運営を続ける必要がありす。また、個別に中小企業に即して見ますと、厳しい面がありす。それは、消費構造が変化しておるとか、あるいは競争が激しくなるとか、あるいは経営者の世代交代するといひたさまざまな問題があるわけでありす。反面、中小企業に新しい期待も大きくなつてきております。それは、地域経済社会の中核として活動する中小企業があるということでありまして、町や村を支えておる中小企業の活動、あるいはこれから情報化とか経済活動のグローバルゼーションが進展する中で新しいビジネスの芽が出てきておるといひことも言えるかと思ひます。

創造、つまり新しいものを生み出していく創造の母体としての中小企業を私ども育てていく必要があると思ひます。そういった大企業との格差を縮小させるような高付加価値化を目指す中小企業の活動に対しては、政策上の支援措置が必要だと思ひます。

現在通産省では、九〇年代に向けて新しい中小企業政策のあり方も検討しておりますので、その中で十分配慮をまいりたいと考えております。

○志賀(一)委員 どうもありがとうございます。

○岸田委員長 この際、暫時休憩いたします。

午前十一時五十四分休憩

午後一時開議
○岸田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。北川昌典君。

○北川(昌)委員 私は、今提出されております法案

案に関連して若干お尋ねをいたしたいと思ひます。

最初に、ナミビアが今回独立いたしました、大変長い間不法統治の中で苦しめられてきた、それが国連を中心としたところのそれぞれの国の協力と支援によって独立できたということは大変喜ばしいことだと思ひます。

そこで、ナミビアの独立に至るまでの経緯と今日の政治状況についてお尋ねしたいと思ひます。

○内田説明員 お答え申し上げます。

ナミビアは、かつて南西アフリカといたしましてドイツの植民地でございましたが、第一次大戦に連合国側として参戦いたしました南アが、この南西アフリカに侵襲いたしました。一九一五年に南アの占領下に置かれたわけでございます。第一次大戦後は、国際連盟の委任統治制度のもとで南アがこの南西アフリカ地域を支配いたしました。

第二次大戦後でございますが、国際連合がこのナミビアを国連の信託統治制度のもとに移行させようとしたのでございす。南アはこれを拒否いたしました。同国によるナミビア、南アフリカの統治を継続いたしました。これに對して、国連総会は、南アによる委任統治を終了させて同地域を国連の直接の責任のもとに置くなどの決議をしたのでございす。かかる諸決議等にもかかわらず、南アがナミビアの支配をいまだ不法に継続しておつたのでございす。

かかる情勢を背景にいたしまして、一九七八年、今度は国連の安全保障理事会が、南アによる不法統治の終了を求め、このため国連監視のもとに自由選挙を行ひましてナミビアの早期独立を図るべしとする旨の決議、決議番号四三五を採択いたしました。

その後も十年以上にわたりまして南アのナミビア支配という実情に基本的な変化は見られなかつたわけでございすけれども、特に最近年の米ソ関係の好転及び南ア側のいろいろな考慮もござい

まして、ナミビア問題の平和解決に向けての動きが高まりまして、特に米国の仲介努力のもとで、南アは、ナミビアの北にごさいますアンゴラからキューバ軍が出ていくことと引きかえの条件で、今申し上げました国連の安保理決議四三五号を実施し、ナミビアの独立に向けてのプロセスが開始されるということで合意が達成されまして、この結果、昨年の四月一日、国連によりナミビア独立支援グループが発足いたしました。御高承のとおり昨年の十一月に国連監視下で自由選挙により制憲議会を設置、その制憲議会による憲法制定を経まして、今日の二十一日ナミビア共和国として独立したという次第でございます。

○北川(昌)委員 まさに関係各国の粘り強い外交、話し合いの結果であろうかと思うわけですが、けれども、こうした独立したナミビアが将来ひとり立ちできるような支援体制というものを各国努力をしていかなければならない、このように私も思うし、その点について大臣に見解をお聞きしたいと思います。

さらにもう一つつけ加えまして、我が国とナミビアとの貿易経済関係を含めましてこれまでどのように我が国がかかわり合いを持ってきたか、この点についても聞かせたいだいたいと思えます。

○内田説明員 お答え申し上げます。

ナミビアの独立に際しまして我が国のかかわりにつきましても申し上げますと、この決議四三五に基づき設立されましたナミビア独立支援グループへの財政支援といたしまして、我が国は、立ち上がり経費千三百五十五万ドル、特別分担金約四千六百万ドル等、前者を拠出したし、後者につきましては補正予算に計上してございます。そのほか、平和のための協力の一環といたしまして、昨年十一月に行われました制憲選挙に際しましては三十一名の選挙監視団員を派遣するなどの協力を行っております。

ナミビアとの貿易経済関係は今までのところ非常に少額にとどまっておりますし、援助も、独立

以前だったということもございまして、見るべきものを行っていないわけでございますけれども、今後は伸びていくものと思われまします。

○中山国務大臣 今、政府委員から御答弁申し上げましたように、今後ナミビアからの経済協力の要請がありまされた場合には、政府としてはこれを検討してまいりたい、このように考えております。

○北川(昌)委員 ナミビアは豊富な資源を有する国というふうにもお聞きをいたしておりますけれども、今後どのような経済交流が日本と行われる可能性があるのかお聞かせいただきたいと思えます。かつてウランを輸入して問題を起こしたこともあろうかと思えますけれども、そういった資源等を含めてお答えいただきたいと思えます。

○内田説明員 ナミビアとの協力関係につきましては、政治面では、このところ順調に進んでおりまして国民和解のプロセスというものを支持しながら、ナミビアが国民経済発展を中心とした実務的な経済運営をしていくようにアドバイスしていくということが基本かと思われるわけでございますけれども、さらに経済面につきましても申し上げますれば、先生御指摘のとおり、ナミビアは、ウラン、ダイヤモンド等の天然資源に恵まれておりますし、道路などのいわゆるインフラ面も、アフリカ諸国、ブラツカアフリカの中では比較的整備されておると思われるわけでございますから、いろいろと経済情勢が好転していく要素をはらんでおるわけでございます。

そういう好ましい要因を持つておると思われるのでございますが、他方、やはり独立したばかりの若い国でございますから、人材の育成が重要であり、かつ、新しい政府の財政基盤の確保等についてもいろいろな隘路があり得るかと思われわけでございます。こうした面での問題点を把握しつつ、ナミビアのニーズに応じた援助を探索してまいりたいと考えておりますナミビア大使館は、実館ではなくてジンバブエ大使館との兼館

とのことでありますけれども、実館と兼館を設置する場合の基準というのはどういうふうになっておるのですか。

○佐藤(嘉)政府委員 まず、在外公館を設置する必要性につきましては、ある国が独立をしようとするの存在を固めるということになりますと、私も日本政府としてはよほどの特別な事情がない限り、まずその国と外交関係を結ぶわけでございます。

その場合に、実際に在外公館を設置するかあるいは今先生御指摘のとおり兼轄をして外交の任に当たらしめるかという場合に、その当該国と日本との経済関係あるいは人的な交流の関係あるいは国際社会におきまます当該国の地位、諸外国がどういうふうにするか、その国と交流を深めているか、そういった二国間関係、あるいは国際関係におきまますその国の重要度と申しますか、それを念頭に置きながら対応をしております。

同時に、何分限られた財政状況の中でございまして、私も私としては外交の視野を広げていくという見地から、できるだけ多くの国、少なくとも外交関係を結んでいく国々には、この在外公館というものを設置してまいりたいと思っております。申上げましたような財政状況というものはございまして、冒頭に申し上げましたことを勘案しながら、かつ、若干の時間的要素を念頭に置きながら対応をしております。

ナミビアにつきましては、アフリカの中の一國として、大変重要な国柄というふうにも認識をいたしておりますけれども、今、独立をしたこの時点におきまして、とりあえず兼轄公館を開設し、これから外交の展開に留意をしていく、かように考えておるわけでございます。

○北川(昌)委員 ジンバブエ大使館と兼館ということでございまして、こうした場合に、ジンバブエ大使館の方がいろいろな仕事の関係で的確な業務運営ができるような体制があり得るか。やはり大使館がそこになくても行かなければ

ならないような事態も起きてくるわけでございますから、そこらあたりの外交事務の進め方はどのようにされるのか。

○佐藤(嘉)政府委員 ジンバブエの大使館の状況についてお尋ねがございました。私も、まさしくナミビアに対する外交関係を充実していくためには、兼轄しているジンバブエにおける我々の大使館員の強化ということが必要になるわけでございます。その場合に、すぐに定員を増強することとは、残念ながらなかなか容易なことではございません。したがって、ジンバブエの大使館からの出張を頻繁に行う、あるいはその他の公館からも随時出張をする等々によりましてナミビアの情勢を把握し、先ほどから答弁申し上げておりますような貿易関係あるいは援助関係に遺漏なきを期してまいりたいと思っております。

○北川(昌)委員 次に、在外職員の問題につきましては、第百十三国会で在外公館に関する小委員長の報告、さらには第百十四国会での内閣委員会附帯決議がなされておるところでございますが、先ほどのジンバブエ大使館が兼轄した場合の点等も考えて申し上げますと、在外職員は数が大変足らずに御苦労いただいております。このようにお聞きいたしております。

さらに、総理府の行政監察局が昨年十一月に出しました行政監察月報によりますと、「在外公館に関する実態調査」の中で、広域担当官にかなりの欠員が生じている、また任地国の国語を話せる職員が配置されていない公館があるといった職員の不足についての指摘がなされておるところでございます。我が国の外交関係事務が量、質ともに非常に増加をいたしております今日、また、外交活動がさらに重視されなければならない今日でもございまして、こうしたときに、外務省の増員に対する考え方はどうなんでしょうか。

○中山国務大臣 今外務省には四千三百人余りの人たちが働かせていただいておりますけれども、私が昨年外務大臣に就任をさせていただいて痛感をいたしましたことは、国際情勢がこれだけ大き

く変わってまいりますと、現状ではなかなか事務処理が十分できない。特に、昨年のような歴史的な変化が相次いで起こりますと、夜を徹して職員が海外からの情報を受けております。そういうことで、昼夜を問わず働いていると言っても過言ではないと思います。

こういう中で、ほかの官庁と違いまして、日本で日が落ちれば裏側で日が上っている。電話は直通電話。電子のファックスが来る。こういうことで、情報処理だけでも大変でございまして、今のようないやうな方を今後ともやっていくとすれば、これからは若い職員が仕事に追いついていくと、物を考える十分な時間もなくなっていくのではないかと、このようなことを実は痛感をいたしておりました。できれば思い切った人員の増強を図る必要がある。特に自分のことを申してはなんでもございませうけれども、外務大臣でも、国際会議が急激にあつております。例えばナミビアの独立記念式典にもアメリカのペーカール長官とかシュワルツェンバウ外務大臣等も出席をしておりますけれども、イギリスあたりでは、閣外大臣を置いて国会以外の仕事をやる担当大臣も決めている。こういう中で、私どもが外務省をお預かりしている観点から申し上げると、例えば農林、大蔵、通産あたりには政務次官も二人ずつおられますけれども、外務省には一人しか政務次官がおられない。こういうことで、大変国際情報の多元化する中で、これからの外務省の組織と人員のあり方については一考を要するものが極めて多い、このように認識をいたしております。

○北川(昌)委員 外交活動をさらに充実するためにも、ぜひこの問題については早急に御検討いただいて増員されるよう要求をしておきたいと思っております。

さらに、私、海外におられる外交官の皆さん方はかなり優雅な生活を送っておられる、こういふふうには、聞いたわけではないのですが想像をいたしておりましたけれども、いろいろお聞きしまして、大変私の思いが間違っていたということを感じております。

痛感いたしましたところでありまして。先ほど申しました非常に人員が足りないということもその一つであります。なお、施設が大変悪いということが先ほど申しました行政監察局の報告の中にも出ておるところであります。「事務所、公邸の中には、老朽化が激しく、地震が起きた場合などに危険が予想されるもの、維持管理や修繕が不十分で在外公館施設としてふさわしくないものがある」と、国有化の進捗状況でも、事務所が二七・五％、公邸六〇・八％と国有化がおくれている。こういふ報告がなされております。まさに経済は一等国であり、生活は三等クラスと外国で言われるゆえんがここにもあるのではないかと御苦勞いたしますけれども、こうした海外職員として御苦勞いただいております皆さんの少なうとも生活環境というものは早急に十分整備されるべきだと私は思うのですが、それについての御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○佐藤(嘉)政府委員 ただいま先生から在外公館の施設の問題について御指摘をいただきました。大変ありがたい御指摘と申します。私どもとしても、今御指摘のありましたような残念な状況を一日でも早く改善をしていかなければならないと思っております。毎年度の予算要求におきましても、先生方の御支援をいただきまして外交実施体制の強化ということを私ども外務省の予算要求の柱にしていましていただいております。今先生から御指摘のございましたように、公邸あるいは事務所というものは本来私ども政府として所有し、必要な改善を加え、それによって第一線の我々の同僚が生活環境に後顧の憂いなく活躍できる外交実施体制を整えなければならぬと思っております。

また、現存の在外公館あるいは事務所、公邸の中には大変老朽化したものがふえてきておるのも事実でございます。私どもの施設の大半のものは開発途上国あるいは生活環境の非常に厳しいところに所在をいたしております。日本に対する経済援助の期待あるいは日本からの諸般の文化交流の

拡大といったような期待が大変大きい昨今の国際情勢におきましては、私どものそういう施設設備をきちんとしていかなければいけないと思っておりますし、また、そういうことを心がけることによつて我々の外交の広がりもふえていくと思っております。最近もタンザニアに駐在してございまして中村大使が事故で亡くなられたという悲惨な状況もあるわけでございまして。さらに御支援をいただきながらこれらの外交関係に携わる人たちの生活環境の整備に我々も努力をしてみたいと思っております。一層の御支援をいただきたく思っております。

○北川(昌)委員 在外公館は日本国を代表する国の出先機関。こう言われておるところでございます。経済大国と申していいのかわかりませんが、としての日本の体面上、当然その機能をフルに発揮するように、さらにまた、職員の士気にも影響があることでありますので、施設の整備充実が人員増とあわせて早急にやる必要があると思っておりますから、この点は要望としてとどめておきたいと思っております。

さらに、東京に在外公館を持つておる諸外国のことなのでございますけれども、近年非常に土地の値上がり、地価の高騰が言われております。こういふ中で、とりわけ開発途上国の在外公館については、大変出費といましようか経費が重なり負担が重くなつておるのではないかと、こう思うわけでありまして、これに対して日本としてはどのような対応をとっておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○佐藤(嘉)政府委員 東京に來られます諸外国の外交施設の方々のいろいろな設備、これは事務所あるいは公邸という問題のお尋ねでございます。

先生ただいま御指摘のとおり、東京のこの物価高、特に不動産価格の急騰という状況を踏まえまして、在京の外交施設から、特に開発途上国の多くの外交施設から、外務省に對しまして、これは何とかしてほしいという要望が相次いだわけでござい

います。私ども外交施設を受け入れる側の政府あるいは国として、法律的に土地の提供あるいは建物の提供とかいう義務は特段あるというわけではございませんけれども、ただ、外交施設を受け入れる以上はそれなりの便宜を供与していかねばならない立場にございまして。

数年前のことではございましたが、そういう東京におります諸外国外交施設からの要望を踏まえまして、民間の御協力も得ながら、適当な不動産を御紹介申し上げ、あるいはある特定の場所に開発途上国の外交施設にふさわしい建物を建設するという計画も、まだ十分ではございませんけれども、も若干進みつつございます。私どもとしては、できるだけこういふ側面的な支援をしながら、東京に來られる諸外国の外交施設が、ちょうど我がの外交官が諸外国におきまして円滑に事務が遂行できるのと同じように、彼らに對してもそういう配慮をしていかなければならないと思っております。これはもうまさしく今先生の御指摘になつたとおりでございます。どういふ方法で具体的に実行していくか、必ずしも政府の立場ですべてができるわけではございませんけれども、民間の御協力も仰ぎながら対応していきたいというふうに思っております。

○北川(昌)委員 次に、給与について関連して一点だけお聞かせいただきたいと思うのですが、三年ぶりに在勤手当の改定が行われたわけでありまして、けれども、今回の基準額を決めた時点では一ドル百三十六円だったと聞いております。しかし、最近の大幅な円安傾向、昨日は百五十六円、こういふ円安まで来ておるわけでありまして、こうした場合にこの改定額であっても在外職員の給与は六十二年より大きく目減りしてきているのではないかと、こういふ心配があるわけではございませんか、これについてはどうお考えでございませうか。

○佐藤(嘉)政府委員 ただいま先生御指摘のとおり、この円安の傾向というものが在外職員の基本手当に對して大きな影響を与えていることは事実でございます。本日十二時の終値では百五十七円と

いうふうに承っておりますけれども、この基本手当が円貨で定められていることのため、こういう円安局面に入りますと、それだけ現地で受け取る手当が目減りをするということになってきていますわけでございます。今回お諮りしておりますこの法の改正の背景につきましては、かような通貨情勢を踏まえて所要の改正をお願い申し上げているということでございます。

また同時に、これだけ通貨情勢が変動するということが関係するわけでございますが、諸外国の経済運営というものは年によって大変大きな変動があるわけでありまして、すなわち、物価の変動ということが通貨情勢を反映した形で出てくる要素もございます。また、ある場所におきましては治安情勢の悪化というように物が物資の流通を妨げ、そのことによって我々の生活環境が一層厳しいものになる、それが経済面に反映される、こういういろいろな要素が絡み合ひまして基本手当が目減りをするという状況が昨今の状況でございます。

先生御指摘のとおり、通貨変動によって生ずる実質購買力の減少ということが我々の同僚から数多く陳情として参っているわけであります。私どもとしては、こういう状況を反映させるべく財政当局と協議を重ねてまいりました。今回お諮り申し上げている分につきましては、平成元年四月支給額に対して平均で約一六%の増をお願いをしているというのが平成二年度の予算要求の概要の背景となっております。

○北川(昌)委員 もう一点だけ。

国内での国家公務員については、単身赴任の場合には単身赴任手当といいますが、そういう制度ができたわけですが、在外公館については制度はどうなっているのでしょうか。簡単に答ええたいと思います。

○佐藤(嘉)政府委員 御指摘ありがとうございます。私も、国内でそのような制度が導入されたことを踏まえまして、財政当局とは若干の協議をさせていただいた次第でございます。ただ残

念ながら、私も、この在外給与につきましてはまだそういう制度を導入するに至っていないというものが本日の状況でございますが、現実には子供の教育の問題あるいはその他家庭の事情の問題といったことが背景にあって、単身赴任の数が漸次ふえているということも事実でございます。したがって、私も、私どもとしては在外公館職員の方々の状況を十分検討しながら今後の課題として念頭に置いて対処をしてまいりたいと思っております。

○北川(昌)委員 次に、国際情勢とまではいきませんが、若干聞かしていただきたいと思うのです。

ニューヨークにあります国連本部の建物の入り口の壁に、私は行ったことがありませんのでわかりませんが、大臣は行かれて見られたかも知れませんが、大臣は行かれて見られたかも知れませんが、英語で「この言葉が刻んである」といふことが、彼らは剣を打ちかえて鎌となし、槍をかえて鋸となし、国は国に向かつて剣を上げず、彼らはもはや戦うことをしない」という言葉が刻んであるように、国連に加盟している国々が本当に平和を望み軍縮をしよう、平和を建設しよう、こういう願いを込めた文字ではないかと思うわけでありますけれども、この刻まれた願いが今実現に一步近づいているのではないかと私は思うのです。

と申しますのは、長い間続きましたアメリカとソ連の冷たい戦争といえますが冷戦、対立の時代が終りを告げまして、話し合いと協調の時代を迎えつつあるのではないかと、そのことによって世界の緊張緩和が成り、世界の流れが軍縮、平和へと進んでいきつつあるのではないかと、私はそのように考えるわけですが、大臣はこの点についてどのような認識をお持ちか、お答えいただきたいと思っております。

○中山(国務)大臣 先生も御指摘のように、国連は創設された当時の高い理想から、ある一定期間、国連の力がそう発揮されない時代が続いておりま

したが、最近再び米ソのスーパーパワーの変化、そういうものを受けまして、国連が関与した形で地域紛争の平和への解決ということが各所で起こってまいりました。先ほどのお話のナミビア、また先日、国連の監視下で選挙が行われましたニカラグア、また、たまたま日本政府も関与いたしておりますけれども、カンボジアにおける平和の構築の一つの手だてとして、国連の監視のもとにおける民主的な選挙による政府の樹立というように、次第と国連における平和の醸成といえます。すなわち、次第と国連が到来してきたことは事実であると思っております。日本政府もいたしましては、平和のために貢献をするというのを外交政策の柱にいたしておりますので、今後とも国連の平和活動に協力をしてまいりたい、このように考えております。

○北川(昌)委員 一方、東ヨーロッパにおきましても、一党独裁政治が次々に崩壊いたしまして、民主主義を目指す国民の運動が活発に展開されております。こうした東欧諸国の民主化は東西の緊張緩和を一層進めていくことになるのではないかと、このようにも考えますけれども、この点について。

さらに、ドイツにおきましては、御案内のように、ドイツを二分しておいたベルリンの壁が一夜にして破られたわけでございました。そして先般東ドイツでは総選挙が行われました。この総選挙の結果を通して、ドイツの再統一をどのように見通しておられるのか。この二つについて大臣の御所見をお伺いしたいと思っております。

○中山(国務)大臣 ソビエトにおける大きな外交政策の変化から、東ヨーロッパにおきます御案内のような共産党一党独裁の政府がいろんな面で崩壊をしていく、そして新しい民主勢力が民主的な選挙によって政府をつくる、そして自由市場原理を導入する、こういう新しい形ができてまいりました。東西に分割されたヨーロッパの緊張が薄れていくという状況が出てまいりました。そういう中でE Cがあと二年後に統合をする。こういうことで、

現在一つの大きな流れが起きつつあります。御案内のように、さらにE F T Aと言われる地域のE Cへの連動、こういうものを考えますと、将来ヨーロッパは大きなヨーロッパに向かって大きく動いていくのではないかと認識を持っております。

そこで、三月十八日に行われました東ドイツにおきます選挙の結果、ドイツ統一に関する政党が過半数を占めた、こういうことで、この東西ドイツの統合という問題は、もう具体的に現実の日程がつくられつつあるのではないかと、この認識を持っております。この十二月には西ドイツで選挙が行われますけれども、その前に通貨同盟というものがつくられていく、こういう新しい事態、そういう事態を踏まえながら、ヨーロッパでは統一された後のドイツを中立化させるのかあるいはN A T Oの中に存続させるべきかという議論が今日いろんな国で起こっていることも御承知のとおりでございます。いざにいたしまして、東ドイツの統一と統合というものが、東ヨーロッパも含めてヨーロッパ全域に大きな政治経済的影響を与えることは否めない現実であろうと考えておりますが、これをめぐる各国の対応が今後どのように変化をしていくかということについては、日本政府としても重大な関心を持って見なければならぬと考えております。

○北川(昌)委員 こうした東欧の政治情勢を踏まえて、日本としては、今後、経済援助のあり方あるいは外交のあり方、いろいろあると思うのでありますけれども、こうした点については基本的にはどのようにお考えになっているのか、大臣、お聞かせいただきたいと思っております。

○中山(国務)大臣 昨年の十二月にベルギーのブラッセルで開かれましたG 24の会議に私も出席をしてまいりましたが、ここでは、アメリカも含めて欧州二十四カ国、東ヨーロッパ支援の国際会議が開かれたわけでありまして、そして、その時点でもございましたけれども、フランスのミッテラン大統領の強いリードによる欧州開発投資銀行という

ものの設立構想が具体化に向かつてたゞいまだん
どんと進んできております。日本もそれに参加す
ることを考へて今日協議に臨んでおりますけれど
も、将来、ソ連も含めた東ヨーロッパ各国に対す
る投資、融資を行う新しい巨大な銀行が設立され
るだらうと思ひます。そういう銀行に対する日本
の関与とは別に、日本政府としては、二国間の経
済協力あるいはまた多国間の経済協力を将来東ヨ
ロッパに対しても行つていかなければならない
ということが起こつてこよう、このように考へて
おりますが、日本も経済的に非常に力の強い国家
になつておりますので、国際社会に対する応分の
協力をしなければならぬ、このように考へてお
ります。

○北川(昌)委員 何回も出ましたように、ソ連に
おきましては一連の民主化が推進されてまいりま
した。憲法の改正が行われて大統領制が導入され
る、こういう新しい道を歩き始めたと思ふわけ
でありますけれども、この新憲法下におけるソ連の
政府といふものは、ソ連をどのように見てお
られるのか、大臣の所見をお聞かせいただきたい
と思ひます。

○中山國務大臣 ソビエト連邦におきますペレ
ストロイカの正しい方向性というものにつきまし
ては、私どもは、かねて日本政府としてこれを支
持するという姿勢を明らかにいたしてあります。
しかし、このソビエトの経済改革というものが今
日十分効果を發揮してゐるとは言ひがたい状態に
ございまして、ソビエトの経済状態の今後の推移
については極めて不透明、不確実なものと考へて
おります。

以上が現在のソビエトの情勢に対する私の認識
でございます。

○北川(昌)委員 ゴルバチョフ大統領が来年日本
を訪問する予定であるというようにも新聞で報道
されておりましたけれども、時期はいつごろにな
るのでしょう。

○中山國務大臣 先般の一月十五日の安倍元自民
党幹事長とゴルバチョフ大統領との、当時は議長

でおられました、会談において、来年の日本へ
の訪問が約束されたわけでございますが、具体的
な日程等については、まだ詳細な協議が行われて
おりません。

○北川(昌)委員 ゴルバチョフ大統領が日本に來
るといふことになれば、おのずから日本の懸案事
項である北方領土問題が大きな議題になると思
うのです。これについてソ連の考へ方というものが
従前よりかなり変わったといふような報道も私
どもも見てゐるわけでありまして、このこと
についての感觸といふまじょうか、ゴルバチョフ
大統領が日本に來ることによつて一挙に解決する
のか、ただ一定の前進をするのか、そういった感
觸は大臣としてどのようにお持ちかどうか。

○中山國務大臣 先生も御案内のように日ソ間に
は北方領土問題というものがございまして。この北
方領土問題を解決して日ソの間に平和条約を締結
するといふ大きな目的に向かつて、現在も平和条
約作業グループというものが日ソ兩國間で構成さ
れて協議が重ねられております。そういう中でシ
ェワルナゼ外務大臣の今年春日本を訪問されると
いふお話が、昨年九月に私とシェワルナゼ外務大
臣との間で、ニューヨークで外相会談の際にござ
いましたけれども、今日、ソ連の国内政治情勢の
ために訪日の時期がおくれております。そういう
中で、この領土問題の協議というものは引き続き
行われていくという考へ方に立っております。

なお、この問題にあわせて、シェワルナゼ外務
大臣の訪日の時点には、当然領土問題の議論が同
国間で行われると思ひますが、さらに、日本国か
ら外務大臣がソ連を訪問するという日程も既に外
相間では話が出ておまして、ゴルバチョフ大統
領の訪日の前には、そのようないふような会談が行
われる可能性がございまして。

そういう中で、現在、領土問題に關しましてソ
ビエト国内において、學者の方々あるいは一部政
治家の方々の中にもこの領土問題に対する御意見
がいろいろと出ておることも私は承知をいたして
おりますが、ソビエト政府の考へ方としては、全

然以前と考へ方がまだ変わつていないといふふう
に私は認識をいたしております。

○北川(昌)委員 終わります。

○岸田委員長 玉城栄一君。

○玉城委員 在外公館の名称及び位置並びに在外
公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の
一部を改正する法律案について御質問申し上げた
と思ひます。

この在外公館法の一部改正は、南アフリカのナ
ミビア共和国に我が国の大使館を新設する、ま
た、もう一つは、英國のエジンバラに総領事館を
新設する、こういう法律の改正でございますが、
その必要性があつての新設の理由もございまして、
これは非常に結構なことだと思ふわけであり
ます。

もう一つのこの法律の改正が在外公館勤務職員
の在勤基本手当の基準額の改定、この理由として
為替相場の変動等、こういうこととあります。従
来、基準額の二五%の以内の場合には政令で改正を
して対応してゐたが、二五%を超えた場合には法
律といふことで、国会に法律の改正案をこのよう
に出しておられるわけでありまして。その二五%を
超えるところもあるし、あるいはそれ以内のところ
もあるでしよう、我が国の在外公館は世界にた
くさんあるわけでありまして。この二五%以内
は政令、それから上は法律といふことの説明をち
よつとお願いしたいのです。

○佐藤(嘉)政府委員 本日御審議いただいております
法律案の内容の説明でございますので、私か
ら御答弁をさせていただきますと思ひます。

先生も御承知のとおり、国家公務員の給与につ
きましては、給与法定主義といふのが原則でござ
います。したがって、その調整幅につきまして
仮に政令に委任するといふことであったとして
も、そこは非常に厳格に考へていかなければなら
ない。すなわち、委任の範囲といふものは、この
給与法定主義との關係におきまして合理的な範囲
で設定することが必要であるといふふうにまず思
うわけでございます。

今、先生の御指摘にございましたこの基準額の
改定の幅につきましては、二五%という御説明が
ございました。これは昭和四十九年の法改正によ
つて定められたものでございまして、国内法の一
般職員の関連法案等の中におきまして、いわゆる
給与調整の幅につきましては二五%上下というこ
とを定めてゐる事項が実は少なくないわけござ
います。かような背景を認識しながら、私どもと
しても、この在勤基本手当につきましてはこの関
連する国内法令上の規定を踏まえて定めること
が必要であらうといふふうに判断をし、この二
五%という基準を準用あるいは適用するといふの
が適當だらう、かように考へた次第でございま
す。

○玉城委員 よくわかりますが、その二五%とい
うものの根拠がちょっとわからない。
今、関連する国内法の中に二五%という基準で
決めたものがたくさんあるとおっしゃいました。
一つでいいですから、ちょっと御説明していただ
けますか。

○佐藤(嘉)政府委員 一般職の職員の給与等に關
する法律といふのがございまして。その中に特別地
域の勤務手当について十三条といふのがございま
して、その中で「特別勤務手当の月額、俸給及
び扶養手当の月額の合計額の百分の二十五をこえ
ない範囲内で人事院規則で定める。」こととしてお
ります。私どもは、こういった国内法令の基準を
念頭に置いて、在外給与につきましても百分の二
十五といふことでお願いをした次第でございま
す。

○玉城委員 私ども深く勉強してゐるわけではあ
りませんが、「最近の為替相場の変動」と提案理由
にもありますとおり、国内の場合と海外の場合の
経済の、為替相場の変動は最近非常に急激なもの
があるわけですから、国内と連動して二五%とい
う線引きで、それを超えたらもう法律改正、以内
は政令で対応するといふところは、今後そういう
形で進めていくのかどうか。その辺はちょっとや
はり皆さん方も検討していただきたいと思ひま

す。

今度はまたこの法律に関連しまして大臣に、まあ大臣でなくても結構ですがお伺いしたいのですが、長い間沖縄で懸案でありました外務省の職員を沖縄に出向させてということ、これは昨年の暮れにも大臣にお伺いしたのですが、その後、漏れ聞くとところによりまずと四月一日から出向させるというお話も聞いておりますので、きょうは三月二十七日でありますから、どういう形で、四月一日からなのかどうか、また出向されるその方はどういう身分なのか、どういう立場なのか、またこの意義は——私はずっと十年來この問題を言っておりますが、北海道大使の例も引きまして、沖縄もあれだけの基地を抱えているところに、外務省はある意味で無責任じゃないかということで、その意義と申しますか、その辺を四月施行ということでありましてから御説明いただければと思います。

○松浦政府委員 私から御説明させていただきます。先生御案内のように、昨年来懸案になっておりました、今先生御指摘の外務省職員を沖縄県に出向させることがこの四月一日から実現することになりました。

経緯をいたしましては、昨年の十一月に、沖縄県より、沖縄におきまます米軍に関連する諸問題に一層効果的に対応するためと、それから沖縄におきまします重要になってまいりました国際交流を促進するため、この二つの課題に適切に対処するためにぜひ外務省職員の沖縄県への出向について考えてほしいという要請がございましたので、外務省としてはこれを受け入れまして、この四月一日より出向させることにいたしました。

具体的には外務省の現在の若手管理職クラスを予定しております、沖縄県では知事公室参事というところで、これは部の次長クラスと承知しておりますけれども、そういう肩書のもとで、今私が申し上げました二つの課題、つまり沖縄におきまします米軍に関する問題の処理とそれから国際交流の

促進、この二つを担当することになっております。

○玉城委員 それでは、四月一日から出向させるということですが、これは何年間でしょいか。そして、その期間後はまたどうなるのか、この後ずっと継続していくのか、その辺ちょっと御説明いただきたいと思います。

○佐藤(嘉)政府委員 ただいま北米局長から御答弁申し上げましたとおり、沖縄県への出向ということになります、その期間についてはあらかじめ今から決めておくということではございません。これは、国家公務員が地方自治体に出向いたしますとき、この沖縄県に限らず出向人事というものがあられるわけでございまして、おおよそ人事のローテーションの中で考えられる期間というものはもちろん人事政策として念頭に置くわけでございまして、外務大臣の発令行為がございましてときにあらかじめ期間を決めてということではございません。

しかし、今先生が御指摘になりました、その後どうするかという問題につきましては、これは、私ももとしまして、今北米局長から御答弁申し上げましたような県側からの御要望、あるいは沖縄県として一層国際交流を進められるについて外務省の人間が必要だという御判断が引き続き存在するということであれば、私も外務省としては、一代限りということではなく、その都度御協力を申し上げていく所存でございまして。

○玉城委員 これは大臣、北海道大使というのがいらっしゃいますね、これは昭和五十五年からですが、大使が八人か何かかわかっています。これはこの間の委員会でも、沖特だったですかね、お伺いしまして、物すごく外務省の方とされては北海道大使について評価されていらっしゃるのですね。今の大使は、あの時点で九カ月の間にたしか九十回何か、講演もされたりいろいろな活躍をされて、昭和五十五年以来の歴代北海道大使は大変な成果を挙げられていらっしゃる、こういうことを外務省もおっしゃっておられるし、またその

とおり私たちも評価するわけです。

沖縄についてもやはりそれくらいポイントを置いてということも主張してきたわけですが、それはそれなりに理由もあるわけですね。申し上げるまでもなく、日米安保条約の大半は沖縄に背負わせているわけですが、そこに防衛施設だけ出先を置いてということでは外務省が余りにも無責任過ぎやしないかということであるわけですね。今のお話からしますと、この北海道大使と沖縄に課長クラスの人を出向させるというのは相当に性格が違いますね。私はその点はちょっと不満があるのですが、やはりこのままずっとやるのか。御存じのとおり今国際情勢は激変しています。これは後からお伺いしますが、そういう中で、沖縄の米軍基地についてもいろいろな問題があるわけですから、そのまゝの状態ですつといかれるのかあるいは今申し上げたように北海道大使クラスの人も今後は考えるのか、その辺はいかがでしょうか。

○中山国務大臣 先生の、かねがね沖縄に外務省から人を出せという御意見、御主張を承っております。ただ北海道の場合は常駐でございまして、東京から所用の際に出かけるというよう形でございまして、沖縄の場合には米軍の基地も集中的に存在をしておられることとございまして、地域との調整、県との調整等もいろいろございまして、そういう意味で、常勤できる人間という形で沖縄県の御要請もございまして、今回人を出すということに決めさせていただいたという経過を御理解ちょうだいしたいと思っております。

○玉城委員 それでは、さらに関連しまして、先月、アメリカのチェイニー国防長官が来日しましたね。その折に、沖縄にも寄って沖縄の知事と会ったり、東京に行かれて大臣とも防衛庁長官とも海部総理とも会われた。これも長い間沖縄側にとっては非常に切実な大きな深刻な問題である米軍基地の整理統合、縮小、返還といえますかね、これはずっと話だけが来て、一向に進まないわけですね。これは大臣も御存じのとおり、昭和四十八年の安保協十四回、十五回、十六回、ここで全部返

還合意もされているものすら履行がされていない。また、沖縄における米軍基地のいわゆる整理統合、縮小と申しますか、アメリカの議会でもこれは問題になっているわけですね。大臣、東京でチェイニー国防長官との件でどういってお話をされたのか、お伺いします。

○中山国務大臣 沖縄自身の問題につきましては個別のお話をしたということではございません。アメリカのアジアにおける軍の削減計画というものについてお話はございましたが、沖縄についてはお話は特定してございませんでした。

○松浦政府委員 大臣の御説明にちょっと一言補足させていただきますと、チェイニー長官は海部総理とお会いになっておられまして、海部総理との間では、今先生御指摘の基地の整理統合問題が話題になっております。総理から、米側といろいろ協議をしてくださっているけれども、さらにこれを促進させたいという発言をしておられ、チェイニー長官も、日本側の意図するところを理解して作業を促進したいということをお答えしておられる経緯がございまして、ちょっと一言追加させていただきます。

○玉城委員 ですから、国防長官が来まして、総理ともその話があった。今、外務大臣は全然その話はなかったみたいなお話なんです、防衛庁長官とも協議して、その日米防衛首脳会談の内容というのが文書にして配られているのです。その中身を項目を挙げて読んでみましようか。——沖縄の米軍基地の状況について触れているわけですね。それだけアメリカ側も真剣にこの問題に取り組んでいるわけですね。今大臣は余り関心、関心はもちろんおありでしょうけれども、もう非常に深刻です、この問題というのは。ですから、大臣、どうされるのですか、今日米間で事務的に整理統合問題について作業されていると思うんですね。大臣としてどういいう決意でこれをされるおつもりなのか、お伺いいたします。

○中山国務大臣 沖縄の基地問題につきまして、私、以前に沖縄開発庁長官をやらせていただ

いた際にも、沖縄の方々から米軍基地の縮小、返還の問題については御要望が強くございましたし、そのことはよく承知しておるつもりでございます。現在も地元からも強い要請が来ております。そういう意味で、この問題につきましましては積極的にこれから作業を進めていきたいと考えております。

○玉城委員 それでは、今作業中だということを承っておりますが、外務省当局にお伺いしますけれども、いわゆる日米安保協議委員会、これは昭和四十八年の第十四回、昭和四十九年の第十五回、昭和五十年の第十六回、この三回で沖縄の米軍基地の整理統合について合意がされて、これは返還しますという合意がされました。そのうち、まだそのとおりされていない米軍の施設、区域は何か所なのかを御説明いただきたいのです。

○松浦政府委員 先生御指摘の三回にわたります日米安保協議委員会におきましてその返還計画六十三件が合意されました。そのうち四十五件が返還済みでございます。したがって、まだ返還されておられないのが十八件でございます。

○玉城委員 この件は新聞でもいろいろたくさん報道がありまして、いろいろな数字の違いもありませんが、今、日米間で沖縄の米軍基地について整理統合あるいは返還の対象としている箇所は十九カ所だという数字も出ています。今十八件という外務省のお話ですが、この十八件については、もう相当長い間——例えばバイブラインというのがございます。具体的に恐縮なのですが、恐縮でもこれは大きな問題です。宜野湾市から浦添の道路の真ん中にバイブラインのボックスがありまして、これが事故のもとになっていて早く何とかしろというので、対象にはなっているという話は聞いていますけれども、これすら長い間一向にちがいが明かない。ですから、この十八件についてはいつごろ日米間で妥結をしてそれが実行されていくのか。松浦さん、お願いします。

○松浦政府委員 現在、日米合同委員会の中で私どもが返還に關しましてアメリカ側と協議の対象

にしておりますのは、先ほど申し上げました安保協で合意を見てまだ実施されていない十八件、それに加えて、沖縄県知事がアメリカ政府に対して別途返還の要望をされたものが七件ございまして、この二十五件などを対象にどう検討しておりますか、具体的にどの時点でどういう形でその合意が成立するか、ちょっとまだ私も見通しを立てかねておりますので、具体的なことを申し上げることは控えさせていただきます。しかし、先ほどちょっと海部総理とチェイニー長官のことに触れましたときに御披露申し上げましたように、私もどちとではできる限り作業を早く進めて、できる限り早く具体的な成果を発表させていただきたいというふうに考えております。

○玉城委員 そうでしようね。いつできるということとは、これは相手もあることです。できるだけ早くということでしょうけれども、これはひとつ早急にやっていた方がいいのです。

それで、この返還と関係しますが、沖縄の人は何もうきこの中でアメリカに提供したわけじゃないのです。沖縄県が復帰をする四十七年より前から米軍の基地として使われているわけですね。これは貸したとき、いわゆる提供したときの状況と今は違うんです。これがばつと返還されますと、使えないわけですね。だから、問題は現状回復です。返還されたときの米軍の提供施設、区域の現状回復については、地位協定上は米軍にちゃんと責任があるのかないのか、その辺はどうなんだろうかと。

○松浦政府委員 先生御質問の現状回復の点に關しまして、日米地位協定の第四条一項に關連の規定がございます。これを読み上げさせていただきます。と、合衆国は「施設及び区域を返還するに当たつて、当該施設及び区域をそれらが合衆国軍隊に提供された時の状態に回復し、又はその回復の代りに日本国に補償する義務を負わなければならない」と規定しております。したがって、米軍は地位協定上、施設、区域の返還に当たりまして現状回復する義務を負っております。

○玉城委員 そうしますと、借りて使った側は返すときには現状回復については責任を負わないというところから、今度は借りた日本側が返すときには、ちゃんと現状回復もして本来の地主にお返しする、こういうことになるわけですか。これは防衛施設庁ですか。

○大原政府委員 お答え申し上げます。

現状に回復いたしました返還いたします。これは私契約でお借りいたしました米側に提供してありますので、契約に基づきまして現状に回復いたします。

○玉城委員 防衛施設庁は地主に対して現状回復する責任、義務というのは、今おっしゃったものからはちゃんとあるということですか。

○大原政府委員 お答え申し上げます。

幾分舌足らずで大変失礼いたしました。が、原則はあるがままの現状、あらわの現状でお返しするのが原則でございます。それで、所有者の方から現状に回復してくれという御要望がございました場合は、私契約に基づきまして回復いたしました返還いたします。

○玉城委員 今おっしゃることは、返された状態のまま返すのが原則、しかし、これは前は宅地だったからちゃんと宅地の状態にして返してもらわれないと困るという請求があったときにはそういうふうにして返す、こういう意味ですね。

○大原政府委員 お答え申し上げます。

所有者の方から請求がございましたらそのように現状回復をいたします。ただし、現状回復いたしますことにつきまして非常に無理のある場合は、金銭で補償させていただきますというふうなことになる。

○玉城委員 これは外務省の方々にもお願いしたいのです。担当は防衛施設庁ですが、人様の土地を借りて、財産を借りて、長い間使って、返すときにはそのままだと、あるいは請求があったら補償する、こういうあいまいなことじゃ困るのです。これは地主の方が満足する状態にちゃんと補償する、そういう制度をきちっと確立しないと、

これから基地の返還問題もありますし、こういう国際情勢ですから、現状に回復すればいいというだけの補償問題でなくして、沖縄県はこれから二十一世紀に向けて三次振替というものを再来年あたりからしようという状態ですから、今一番いいところは米軍基地に使われているわけですから、もしそれが返ってくる場合にこれがいかにきちっと使える、例えば住宅地域なら区画整理もされた状態でないと、返ってきたらこれは財産ですから、固定資産税も払わねといかぬですね、そういう地主に負担にならないような状態で防衛施設庁はきちっと補償しながら返還をするという制度をつくらねと、このままじゃおさまらないと思うのですが、防衛施設庁の方はいかがですか。

○大原政府委員 お答え申し上げます。

米軍に提供する土地につきましては、土地所有者と国との間で民法上の契約に基づきまして借り上げていますのでございます。先ほど御答弁申し上げましたが、現状回復補償につきまして所有者の方から請求がございましたときには、金銭でもってその相当額を補償するわけでありまして、金銭でも、これを先生、法律等何らかの措置が必要じゃないかという御指摘かと存じます。これは私契約による現状回復義務でございます。これを法律等によって措置することは必ずしも適切ではないのではないかと考えております。

○玉城委員 いずれにしても、返還後の跡地についての現状回復という問題も含めて、きちっと、地主に負担を強いられない形でその土地が使えるような状態になるまで防衛施設庁は面倒を見るべきである、その制度をやはり今後考える必要がある、このように思います。

それで、これはまた別に行きますが、この機会に大臣にお伺いしたいのですが、さっきも出ましたチェイニー・アメリカ国防長官の来日のときに、全体の話もあったようですが、いわゆる在日米軍兵力、人数の割合を削減するというお話、これは大臣直接お話し合いされたと思うのです。どういうお話し合いがあったのか、お知らせいた

きたい。

○中山國務大臣 その際に、米国は今後二、三年の間に日本、韓国、フィリピンにある米軍について約一割の人員削減を考慮しているとのこととございました。具体的な削減の人数及び対象地域についてはこれから固めていくというお話がございました。

○玉城委員 今回の大臣のお話では、チェイニー国防長官はいわゆる日韓比三国の米軍を二年ないし三年の間に一割削減するというお話ということのようです。そうしますと、日本の場合は在日米軍は大体五万人ですね。正確には四万九千八百六十一人ですか、約五万人ですね。五万人の一割といえますと五千人ですね。物理的に当然そういう計算が成り立ちますから。その五千人を二、三年のうちに削減するというお話があった。それで、それについてどこからどこを削減するということではなかった。いずれにしても、二、三年内に五千人在日米軍を削減することはもうはつきりしていますね。

○中山國務大臣 五千人という数字は具体的に示されておられません。

○玉城委員 だから、それはわかりますよ。一割と言ったから、在日米軍の場合は約五万人ですから、およそ五千人という数字は物理的に出てきますね。ですから、五千人というのは二、三年のうちに削減されるということ、これは小学生でもわかりますね。向こうは五千人と言わなくても。

○中山國務大臣 フィリピンとか韓国、日本に展開している米軍を二、三年のうちに一割程度削減するというところでございまして、日本に限って五千人という数字の明示はございませんでした。

○玉城委員 全体では一万二千人、韓国もその一割という計算をしたら五千、フィリピンは二千、日本も一割で五千、こういうことですから、それは否定はできないですね、約五千人というのは。○松浦政府委員 今大臣が御答弁されましたように、アメリカ側が言っておりますことは日本、韓国、フィリピン全体の約一割ということであつ

て、それぞれ国別に一割というのではございませう。アメリカ側としてはこれから国別に具体的に詰めてまいりたいと言っておりますが、日本に関して一割になるかどうか、その点はアメリカは明言しておりませんので、大臣が繰り返し御答弁申し上げておるように、まだ私もとしては承知しておりません。

○玉城委員 では、全体で一割というチェイニー国防長官が言ったことに日本は含まれますか。

○松浦政府委員 これは大臣からも御答弁申し上げましたように、日本、韓国、フィリピン合わせて全体で一割ということでございますので、日本は当然入っております。

○玉城委員 その場合に沖縄も含まれますね。

○松浦政府委員 先ほど来御答弁申し上げておりますように、具体的に東アジアと申しますかアジア・太平洋全体で約一割ということと、これをどの国がどのくらいかということとはこれからでございます。それから、日本なら日本について、日本の中で具体的にどの施設、区域がどのくらいかということとは今後のことでございますので、具体的な点に関しては私も承知しておりません。

○玉城委員 だから、それは、沖縄も日本ですから、沖縄に在る米軍も在日米軍ですから、沖縄も当然含まれるわけですね。

○松浦政府委員 もちろん、先生が先ほど来御指摘のように、沖縄に日本の施設、区域のかなりがあるわけでございますので、当然その対象にはなると思っています。具体的なことは先ほど来申し上げておりますようにわかりませんが、対象になるということとは当然だと思います。

○玉城委員 大臣、昨年十二月の米ソのマルタ沖会談で東西冷戦が終結しまして、ベルリンの壁のお話がありました。これは去年の十一月でしたか、急激にヨーロッパは変化していますね。ところが、アジアについては全然変化していない、質的に変化はない、そういう御認識ですね。しかし、チェイニー国防長官がわざわざ日本、韓国、フィリピンを回って、この二、三年のうちに一割は削減

減しますよ、そういう考えですよということを言っている、大臣もお聞きになった。このことはやはり、今のヨーロッパで急速な軍縮といえますか削減という方向が出ていますね、その一つの流れとしてアジアにも具体的に出来たというふうな受けとめるのが筋だと私は思うのですが、どうでしょうか、大臣。

○中山國務大臣 先生からいろいろ御指摘ございしますが、アメリカがヨーロッパにおいて軍縮をやるといふ米ソ間の話し合いとアジアにおける軍縮とは少し質が異なるのではないかと。実はきょう十二時半から米国の軍縮局長と三十分ばかりお話し合いをしておりましたが、アメリカの考え方というものは、ただいまのところ米ソの軍縮に向かつての事務的な協議は活発に進められているという認識でございましたが、先日チェイニー長官が卓越した際のいろいろな話では、前方展開戦略としての戦力機能というものは低下させないということとははつきりとお話の中に出ておりました。人員の削減とアジアにおける米軍の前方展開戦力の維持、そういうものが併存しているというふうな考えでございます。だから、人員は減らしても戦力能力は減らさない、こういう考え方であったと思います。

○玉城委員 では、これは簡単に。これはアメリカの財政上の問題、国防費の削減という長期的なものがありますから。こういう二、三年で一割は削減するということは、我が国としては、大臣とされては、好ましいこと、歓迎すべきことという受けとめ方なのか、ちょっと困る、好ましくないという考え方なのか、いかがでしょうか。

○中山國務大臣 もちろん削減は歓迎すべきこととさせていただきます。

○玉城委員 何か我々が受け取る印象では、外務省の方、防衛庁の方、チェイニー国防長官の言ったことについてできるだけ余り問題ないような感じで受けとめよう、そういう姿勢として受け取れる。この際、日本という国が、アジアのいろいろな朝鮮半島の問題、日ソ関係の改善、インドシナ

三国との関係改善等も含めて、やはり一歩出て、イニシアチブをとって、平和環境をつくり上げるという努力をすべきだと思うのですが、どうでしょうか。

○中山國務大臣 日本政府としては、先生も御指摘のように、アジア・太平洋地域の平和を構成することが最大の願望でございます。そういう立場に立っている日本政府としては、まず第一に、アジア全体の平和を構築することと日本国の平和と安全を確保するということが両立しなければならぬ。日本周辺の軍事情勢がどうかという点、決して私どもは現在日本独自で軍縮をどんどん進めるといふ条件下にはまだ到達をしていないと考えております。

しかし、我々アジア全域の平和をつくるためには、例えば朝鮮半島における南北朝鮮間の話し合いの進展、そのための環境を醸成するための協力、あるいは中国の孤立化を防ぐための改革開放路線を呼びかける姿勢、あるいはカンボジアにおける四派による暫定政権を構築させるための国際的な環境づくり、それに日本が努力をしていく、そういう環境が整備される中でアジア全域の軍縮問題というものが具体的に日程に上ってくるものだ。そのため日本は努力していかねければならない。私はこのような考え方の方で今日外交をお預かりいたしております。

○玉城委員 これは私たちの党の平和政策として、やはり積極的に日本がそういう平和のイニシアチブをアジアにおいてとるべきである。そのためにアジア平和会議の創設とか、そういうことも積極的にやるべきである。そしてまた、世界の軍事費一年間一兆ドル、その一割を削減していわゆる開発途上国の開発援助に回すとかいろいろなことに使っていくべきであるという主張も言っているわけですね。大臣、いかがですか。

○中山國務大臣 構想としてはすばらしいお考えだと思います。ただ、私どもも平和というものを理想とする国家でございますから、できるだけこの平和な社

午後二時三十分休憩

午後三時四十五分開議

○岸田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。三浦久君。

○三浦委員 防衛庁、来ておられますか。——昨日、逗子市の市議会議員選挙が行われました。定数二十六名に対して、米軍住宅反対を主張する候補者が十五人全員当選をいたしました。その結果、住宅建設反対派が議会の過半数を占めるに至ったのであります。逗子市民はこれまでに七回も選挙で米軍住宅建設の意思を表明したことになります。今回の選挙で、市長、議会、住民、三者一体となった一層かたい米軍住宅建設反対の意思が表明されることになりました。防衛施設庁はこれら住民の意思を尊重すべきだと私は思いますけれども、どういふようにお考えですか。

○大原政府委員 お答え申し上げます。池子米軍家族住宅建設事業は、六十二年の九月に建設工事に着手いたしました。順次工事を進めておりますが、今後とも、池子米軍家族住宅の建設は国にとって大変重要な事業であることについて地元との理解と協力を求めながら、計画どおり工事を実施していく所存でございます。

○三浦委員 今回の市議会議員選挙でどういふ住民の意思が表明されたのか、これをよく理解していただくために困ると思っております。住民の皆さんは、将来いつかは米軍住宅が必要になるところが来るのだ、しかし、そういうときが来ても、池子の森は一度失ってしまったらもう絶対に取り戻すことはできない、だから米軍住宅に反対するのだ、これが住民の本当の声なんです、叫びなんです。逗子市民の意思というのは、そういう意味では米軍住宅の建設の縮小ではなくて、これを取りやめることを優先するの、この問題で、政府は日米安保条約を優先するの、それとも市長、議会、住民の意思を優先するのかわかっていると私は思います。

○三浦委員 調停の問題が出ましたけれども、それはもう解決済みなので、市長自身が責任をとってそのときに辞任をして、そしてまた再選をされているのです。調停問題を根拠にしてその建設を進めようというのは、私は全く理由がないと思います。しかし、防衛施設庁の住民無視の姿勢、そして米軍優先の姿勢というものがあなたたちの口から強調されたということは、私は非常に残念に思います。

外務大臣にお尋ねいたしますが、日米首脳会談が先に行われました。これは国民から見ても非常に異常な感じで受け取られたと思うのです。例えば二月二十四日未明にブッシュ大統領の電話です。憲法や地方自治の本旨に従うなら、住民の意思を尊重するというのが当然ではないでしょうか。今も御答弁がございましたが、防衛庁は住民の理解を得ていこうことを言っています。私が持ってきた議事録にも、たびたび住民の理解を得るというのを述べておられます。住民の理解を得るというのであれば、建設を続行するのじゃなく中止するということではないかと思うのです。この住民の意思を体して池子の米軍住宅建設計画を速やかに撤回するように私は強く要求いたしましたと思っておりますが、いかがですか。

○大原政府委員 お答え申し上げます。横須賀地区における米海軍の家族住宅の不足は深刻な状況にございまして、これを解消するため池子米軍家族住宅建設事業は、日米安保条約の円滑な運用のためにぜひとも必要な施策でございます。防衛施設庁は、自然環境を最大限に保全するため、環境影響評価手続を進め、かつ、地元の意向にも配慮した神奈川県知事の御調停を尊重し、大幅な計画修正を行い、工事に着手したものでございまして。当庁といたしましては、これまで踏むべき手続は踏み、市民の理解と協力を得るための努力は続けてきたものでございまして、知事調停に従いこれを誠実に実行するという立場に変わりはないとさせていただきます。建設計画を撤回する考えはございません。

○三浦委員 調停の問題が出ましたけれども、それはもう解決済みなので、市長自身が責任をとってそのときに辞任をして、そしてまた再選をされているのです。調停問題を根拠にしてその建設を進めようというのは、私は全く理由がないと思います。しかし、防衛施設庁の住民無視の姿勢、そして米軍優先の姿勢というものがあなたたちの口から強調されたということは、私は非常に残念に思います。

外務大臣にお尋ねいたしますが、日米首脳会談が先に行われました。これは国民から見ても非常に異常な感じで受け取られたと思うのです。例えば二月二十四日未明にブッシュ大統領の電話です。憲法や地方自治の本旨に従うなら、住民の意思を尊重するというのが当然ではないでしょうか。今も御答弁がございましたが、防衛庁は住民の理解を得ていこうことを言っています。私が持ってきた議事録にも、たびたび住民の理解を得るというのを述べておられます。住民の理解を得るというのであれば、建設を続行するのじゃなく中止するということではないかと思うのです。この住民の意思を体して池子の米軍住宅建設計画を速やかに撤回するように私は強く要求いたしましたと思っておりますが、いかがですか。

○中山国務大臣 日米首脳会談は、昨年八月十日に海部内閣が発足した直後に、九月一日、ワシントンにおいて行われております。その際も私同席をいたしておりましたが、今回も、海部内閣がまだ国会で首班指名が終わっていない、新内閣もまだできておりませんでしたけれども、ブッシュ大統領から電話が海部総理のもとにあった、こういうことでこの首脳会談というものが設定された経過がございます。私も同行して首脳会談に臨席をいたしておりましたが、ブッシュ大統領の考え方は、日本は緊密な同盟国である、こういう観点から、この同盟国のリーダーに対して、選挙後に両国の首脳が会ってこれからの日米の緊密な関係を維持強化していくためにこの会談をセットしたいというふうなことであったかと思っております。

○三浦委員 対等の立場でやはりおつき合いをしなければならぬのではないかと私は思います。今の首脳会談のあり方というのは日米対等の立場の交渉ではありませんか。

この交渉の中で構造協議の問題も大変協議されたようだけれども、日米安全保障体制の問題についても話し合いがされているようですね。その話し合いの内容なんですが、恐らく日本の軍事費の拡大の問題とか、日米共同作戦体制の強化の問題であるとか、在日米軍の経費の負担増の問題とか、そういうことが話し合われたと思うのです。

会、世界環境をつくるために努力をすることは惜しみませんけれども、現実問題として、日本国というものは憲法上交戦権を否定しておりますし、外国からの侵略をいかに防ぐか、我々の周辺国が平和な安定の状態が堅持される中で我々の国家が貿易国家として我々の国の繁栄を築くことができる、そういうことでございまして、地域の安定のために私どもができるだけの努力をすることが今先生お話しのような地域全体の軍縮とか世界全体の軍縮への道づくりではなからうか、このように考えております。

○玉城委員 時間が来ましたので、外務省に一言。これは地域の問題ですが、沖縄県の宮古島の下地島パイロット訓練飛行場に、五十七年から今まで百二十回回米軍機が頻りに来て地元が大騒ぎしているわけです。これは実質的に基地化されている状態だ。確かに、地位協定上はそういうこともできないことはないことになっているのですが、こういう状態は非常にまずいと思うのです。どうなんでしょうか。

○松浦政府委員 先生御案内のように、地位協定第五条に基づきまして、米軍機は施設、区域として提供されていない日本の一般の飛行場について出入りの権利を認められているわけでございますけれども、米軍機の出入り国のための使用につきましては、このような一般飛行場の使用に限らずしては、実際上、米軍の運用上必要最小限に限られるべきであると考えまして、こういう考えは国会の場でも何度か明確にさせていただいてるところでございますけれども、アメリカ側もこの点は理解をしております。したがって、私どもの了解では、先生御指摘のこの下地島の空港の出入り国のための使用は、給油等米軍の運用の目的上必要やむを得ざる場合に限って行われているものと承知しております。

○玉城委員 終わります。

○岸田委員長 この際、暫時休憩いたします。

ね。この問題についてどういふような話し合いがなされたのか、外務大臣からお尋ねをいたしたいと思ひます。

○中山国務大臣 今回の首脳会談は、現下の激動する国際情勢及び二国間関係につきまして、両国首脳が個人的信頼関係の上に立つてじっくり話し合うとの趣旨で実現された会談でございました。特にこの会談では、国際問題に関連して二国間の枠組みを超えまして地域問題への対応、世界経済の運営、開発途上国への経済協力や累積債務問題への取り組み、環境、麻薬、国際テロ等の世界的な課題につき、地球的規模のパートナーシップのもとで今後日米協力を一層推進していくことについて意見の一致を見た点は極めて有意義であつたと思つております。また、日米両国間の関係につきましても、国際情勢の新たな展開の中にあつて日米安保条約が将来にわたり一層の重要性を有すること、及び日米の経済関係の健全な発展が両国経済のみならず世界経済全体の発展にとって必要不可欠であるとの認識に立つて、両国の関係強化のためさらに一層の努力を継続することで合意を見たとであります。

○三浦委員 ちょっと質問に答えていませんね。軍事費の増大の問題とかそれから日米共同作戦体制の強化の問題とか在日米軍駐留費の増大の問題とか、これはお話し合いにならなかったのですか。そんなことはないでしょう。

○中山国務大臣 お尋ねの点につきましては、ブッシュ大統領から首脳会談において、在日米軍経費負担について我が国の努力を評価する旨の発言がありました。これに対し総理から、在日米軍支援を含め、日米安保体制の円滑な運用を引き続き確保するために必要な協力を行つていくとの決意の表明が行われました。さらに、日米外相会談におきましても、ベーカー国務長官より我が国の努力に感謝しつつ引き続き期待したい旨の発言があり、私から今後とも我が国としてふさわしい努力を続けたい旨を申したのであります。

政府をいたしましては、我が国の安全保障にと

り不可欠な日米安保体制の効果的運用を確保していくことは極めて重要との観点から、従来より自主的にできる限りの努力を払つてきているところであります。今後とも自主的に努力を続けていく所存であります。

○三浦委員 新聞発表に書いてあるところのことを言われてはいますけれども、日米安保条約を強化するということは日米軍事同盟を強化するということですね。施政方針演説で海部総理はいろいろなことを言っていますね。世界は歴史的变化の中にある。東西の力の対決、冷戦時代の発想を乗り越えて、対話と協調によつて新しい世界秩序を構築していく。こういふ動きは欧州にとどまらない、このアジアでもそういう動きを連動させていかなければならぬ。そしてそのためには、我が国は積極的な役割を果たしていかなければならない。こういうことも言つておられるのです。そうすると、日米軍事同盟の強化という方針とこの新しい世界秩序をつくり上げていくということとは矛盾することじゃないでしょうか、どうなんでしょう。

○中山国務大臣 私は矛盾をしてはならないと考えております。

御案内のように、日米安保体制が我が国及びアジア・太平洋の平和を構築する上で不可欠の要請であつたというふうに理解をしておりますが、片方におきましては、ソビエトとベトナムあるいはソ連と北朝鮮、このアジア地域におきましても共産圏諸国との間に相互軍事同盟が存在していることは御存じのとおりであります。海部総理の施政方針演説の中に新しい時代を模索するというような発言がございましたが、御案内のようにヨーロッパにおきましても、ワルシャワ条約機構という軍事機構が共産圏に厳存しておりますし、それに対して北大西洋条約機構が厳存しております。しかし、私どもがヨーロッパ各国の首脳と会談をいたしました際にも、このような軍事機構が存在することによつて初めてヨーロッパの平和な共通の屋根の家というものの思想が発生して、具体的

に軍縮へ向けての努力がなされている。一方、アジアにおきましては、ヨーロッパと違った地理的、歴史的経過がございますから、今日たまたま日米安保条約があることだけでこのアジア地域の新しい時代が模索されないかという決してそうではない。恐らく近い将来にこのアジアの平和の問題について日本も含めた話し合いが行われるものと私は信じております。

○三浦委員 ワルシャワ条約の話が出ましたけれども、ハンガリーでもチェコでもソ連軍の撤退ということがもう現実に行われているじゃありませんか。そうでしょう。ですから、そういう軍事プロットの対立というのが解消の方向に向かいつつあるということは事実だと思ふのです。それです。また軍縮の方向に向かつていくというのの先ほど来のお話で明らかです。そういうときに、日米軍事同盟というのはアジアにおける冷戦構造の中心的な核をなすものじゃないですか、これを強化していくなどというのは全く時代に逆行しているというふうに言わなければならぬと私は思うのですが、具体的に御質問をさせていただきます。どう思ふのです。

昨年十一月にアメリカの上下両院本会議で国防予算授權法が成立いたしました。この中で、日本は在日米軍経費について米軍の給与等を除いて直接的な経費を負担すべきだ、大統領は日本がそれに同意するために日本と交渉し、その結果を議会委員会に報告すること、こういう内容になつてゐるのです。これは間違いありません。

○松浦政府委員 先生御指摘のような法案は、十一月二十九日にブッシュ大統領が署名いたしました。成立しております。その中に、今先生が引用されました「直接経費」がございまして、念のため申し上げたいと思ひますが、その際に、ブッシュ大統領は署名に当たつてステートメントを発表しております。先生が今ちょっと言及されました日本関連事項などを含めた幾つかの条項は大統領の権限を侵すおそれがある、したがつて、憲法上問題があり得るので、大統領の権限が制約を受

けないよう関連条項を解釈するつもりであるというのをステートメントの中で述べております。

○三浦委員 しかし、それはコメントしただけであつて、署名は無条件にしているじゃありませんか。そうすれば、この法律はそのまま効力が発生したということになるのではありませんか。

○松浦政府委員 先生御指摘のこの法律全体は、アメリカの国防予算授權法案でございますが、御指摘のように全体として署名によつて成立しておりますけれども、私が御披露いたしましたように、その中の具体的な条項の、特に日本関連等を含めました問題に關しましては、今申し上げましたように、大統領としてはそういうふうに解釈している、憲法上問題があり得るので関連条項を大統領の権限が制約を受けたいよう解釈していくというステートメントを出していることを申し上げたわけでございます。

○三浦委員 この国防予算授權法というのは、いろいろ問題点があるのです。現在、米軍の駐留経費については地位協定第二十四条一項でもって、二項の例外を除いて原則として米軍が負担するということになっております。ところが国防予算授權法ではどうなつておりますか。駐留軍経費について、これは原則として日本が負担する。米軍人の給与とか手当を除いて、原則として駐留軍、いわゆる米軍の駐留に關する経費は日本が負担するとなつてゐるのです。全然原則と例外が逆になつてゐるのです。こういう法律というのは、私は本當に国際信義に反するものだと思うのです。なぜならば、国防予算授權法というのは明らかに地位協定第二十四条に真つ向から抵触しているのです。地位協定というのはアメリカが持つておるわけでしょう。条約としての効力を持つておるわけでしょう。日本も批准し、アメリカも批准している。そういうものが現に存在しているのに、アメリカの国内法とはいへ、それと真つ向から抵触するような国防予算授權法というものを制定する。それに対して日本政府は抗議一つもしないというのはいふことなのです。

けないうる関連条項を解釈するつもりであるというのをステートメントの中で述べております。

○三浦委員 しかし、それはコメントしただけであつて、署名は無条件にしているじゃありませんか。そうすれば、この法律はそのまま効力が発生したということになるのではありませんか。

○松浦政府委員 先生御指摘のこの法律全体は、アメリカの国防予算授權法案でございますが、御指摘のように全体として署名によつて成立しておりますけれども、私が御披露いたしましたように、その中の具体的な条項の、特に日本関連等を含めました問題に關しましては、今申し上げましたように、大統領としてはそういうふうに解釈している、憲法上問題があり得るので関連条項を大統領の権限が制約を受けたいよう解釈していくというステートメントを出していることを申し上げたわけでございます。

○三浦委員 この国防予算授權法というのは、いろいろ問題点があるのです。現在、米軍の駐留経費については地位協定第二十四条一項でもって、二項の例外を除いて原則として米軍が負担するということになっております。ところが国防予算授權法ではどうなつておりますか。駐留軍経費について、これは原則として日本が負担する。米軍人の給与とか手当を除いて、原則として駐留軍、いわゆる米軍の駐留に關する経費は日本が負担するとなつてゐるのです。全然原則と例外が逆になつてゐるのです。こういう法律というのは、私は本當に国際信義に反するものだと思うのです。なぜならば、国防予算授權法というのは明らかに地位協定第二十四条に真つ向から抵触しているのです。地位協定というのはアメリカが持つておるわけでしょう。条約としての効力を持つておるわけでしょう。日本も批准し、アメリカも批准している。そういうものが現に存在しているのに、アメリカの国内法とはいへ、それと真つ向から抵触するような国防予算授權法というものを制定する。それに対して日本政府は抗議一つもしないというのはいふことなのです。

○松浦政府委員　最初に、事実関係につきまして私から御説明したいと思います。

他方、先生御引用されました地位協定は、当然のことながら米議会の批准も得ました現在日米間で有効な条約で、これに基づくものは条約上の約束でございます。

○三浦委員 何ですか、この法律は効力がないのですか。国防予算授権法というのは、今、効力がないのですか。

○松浦政府委員　私が申し上げましたのは法律全体のことでございますんで、法律全体につきましては、先ほど御説明いたしましたように大統領令の署名をもつて昨年の十一月二十九日に成立しておりますけれども、先生が引用されました「直接経費」について言及がございます九百十三条の二項、これは「議会の意向」ということで、この項に關しましては法的な拘束力がないということでございます。

○三浦委員 そんなことはないでしょう。これは「議会の意向」であるというふうにつきつちり書いて法律になっているわけですから。それでこの「直接費用」の問題については、ちゃんと交渉及び協議のところでもって、大統領はその目的を達成するために日本と交渉せい、それでその結果を報告するに、こうなっているじゃないですか。これが何に、何に効力がないなんて、そんなことは詭弁じゃない

時間がないから先へ進みますけれども、私はこういう法律をつくるということ自体が内政干渉だと思ふのですよ。それでこういう内政干渉的な法律に基づいてアメリカがいろいろな要求をする。特に在日米軍駐留経費の増額を要求する。それに對して、はいはい、できるだけ協力いたしましようと云うて海部総理は約束をする。これは一体どういふことですか。内政干渉に屈服をしているということになるのじゃありませんか。どうですか。

○松浦政府委員　いづれにいたしましたが、今私が申し上げましたアメリカの国防予算授權法の九百十三条はアメリカの法律でございまして、これに基づきまして、先ほどもちょっと大統領のステートメントも御紹介いたしましたけれども、米行政府がどう考えるかというのほまさに米行政府の間題でございまして、私からそのことに関しまして予見的なことを申し上げることは差し控えたいと思います。

他方 先生御質問の在日米軍の駐留経費の問題に關しましては、従来から米行政府より種々の機会に、例えば先ほどのチェイニー国防長官の訪日の際もその一例でございますけれども、我が國が従来からの努力をさらに継続することを期待するということを申してきております。したがいましめて、日本側としましては静かな對話を通じて自主的に努力していきたいということを従来からアメリカに申ししているとござります。

○三浦委員　その政府が自主的に対応したということとアメリカが日本に内政干渉しているということとは違ふのですよ。大体、人といろいろな交渉をするときに、アメリカで法律をつくつて、日本にはこういうことを要求するのだ、そして大統領にはそれを実行する義務まで課す、そういう法律をつくつておいて、それがあなたたちがよく言う單なる期待の表明と言へるのですか。これは期待の表明より以上に強いものじゃないですか。一種のおどしじゃないですか。どうなんでしょうか。内

○松浦政府委員　先ほど私が米側が期待を表明したと申し上げましたのは、今先生が引用しておられます九百十三条のことについて申し上げたのではなくて、いろいろな機会に、事務レベルでの米側との接触の際に、あるいは二月のチェイニー国防長官の訪日の際、それから三月の日米首脳会議それから外相会談、こういう際に米側から期待が表明されたということで申し上げているわけでございます。

○三浦委員　なかなかきつちりしたお答えがないので、それでは内政干渉だということを認めているのか認めていないのかもわからないような答弁なんです、時間がありませんから先に行きましよう。

国防予算権限法でアメリカが我が国に要求している駐留経費の「直接費用」というのは何を指しているのですか。

○松浦政府委員　アメリカの国防予算授權法の九百十三条の二項のそのまた二項にこういう表現がございます。これは、先ほど申し上げましたように、「議会の意向」、センス・オブ・コングレスのところでございますが、「米国軍隊の日本駐留に係る経費(米軍人の給料及び手当を除く)を含め、日本の防衛のために軍隊を展開するに当たって米國が負担している直接経費」、英語ではダイレクトコストとなっておりますが、「を相殺すべきである。」しかしながら、ここで言っております「「直接経費」、ダイレクトコストが具体的にどの範圍の経費を指すかに関しては、今ちょっと読み上げました文言からは私どももちょっとつまびらかではございません。いずれにいたしましても、これはアメリカの法律の条項の解釈でございますので、私どもが憶測に基づいてこれ以上申し上げることは差し控えさせていただきたいと思ひます。

○三浦委員　しかし、こういう法律ができたということはあなたたち知っておるわけでしょう。そうすると、これは、さっき言ったように原則と例

外を反対にして、ほとんど日本に在日米軍の駐留経費を持って、こういうことになっておるわけでしょう。それでは「直接経費」とは何ですか。どういうものなんだというのをアメリカに聞くことは幾らでもできるでしょう。この前もチェイニーさんが来たでしょう。中山外務大臣、会っているじゃないですか。あなたたちはまだ公式、非公式にいろいろしょっちゅう折衝しているわけだから、この「直接費用」というのは何を意味しているのですかと聞いてないのですか。これは去年の十一月にもうできているのですよ。何カ月もたっているのに、聞きもせぬでほったらかしておくのですか。そんなことはちょっと常識では考えられませんが、これは何を意味しているのですか。あなたたちに有権解釈をしてくれと言っているのじゃないのですよ。アメリカが何と言っているかと聞いています。

○松浦政府委員 先ほど来御説明申し上げておりますように、いろいろな機会に私ども米国の政府と在日米軍の経費問題に関して話をしておりますが、その際米行政府は、今先生御引用のこの九百十三条は一切引用はしておりません。その背景には、先ほど申し上げたように大統領が署名の際にステートメントを出しているということがあろうかと思いますが、いずれにしても一切言及しておりませんので、私どもはそういう法律がそういう形で、こういう経緯で成立したことは承知しておりますけれども、私どもにとつて重要なことは米国の行政府と静かな対話をしていくということでございますので、行政府が引用してない法律の文言に關しましてエスティメートすることは適切でないと考えております。

○三浦委員　そういうのは言いわけでしょう。この前チエイニー国防長官が来たときにもつと負担をふやしてくれと言っているのは、議会がうるさいからということを口実にしているじゃないですか。そうでしょう。議会の圧力が強まっているから何とか頼むよ、こういう話じゃないですか。そうしたら、議会の意向については何にも私ら関

係ありません、行政府の意向だけでございます。そんな子供だましみたいな答弁じゃ納得できませんよ。

時間が来ているので一言申し上げますけれども、これはアメリカの会計検査院が、昨年八月ですけれども、下院の軍事委員会の委員長あてに報告を出していますね、この中に、アメリカ当局は日本は公共料金、日本人労働者の基本給与それから艦船の修理などを負担してはいけいはずであると考えている、こういうふう述べているのですよね、この報告の中では、そうすると、そういうことから察すると、この国防予算権限法で言われている直接経費というのは、公共料金、いわゆるアメリカ軍が使っている水道代とか光熱費ですね、それを全部持てとか、また日本人労働者の基本給与を全部持てとか、また艦船の修理をやれ、日本の金でやれとか、そういうことを意味しているのじゃないですか。どうですか。

○松浦政府委員 先生が今引用されたアメリカの会計検査院、GAOから御指摘のような報告が出ておるのは承知しておりますけれども、これはGAOから下院の軍事委員会に提出された文書でございます、何ら法的な拘束力もなく、さらに申し上げれば、アメリカ政府の考えを代表したものでないし承知しておりますので、この報告書との関連で云々することは控えたいと思っておりますけれども、先ほど来申し上げておりますように、基本的な考えは、先ほど中山大臣が申し上げられましたように、日本側としては自主的に努力していくということでございます。

○三浦委員 もう時間がありませんので、意見だけ言わせていただきますと思うのです。

私は、アメリカの要求にするざるざるの譲歩を重ねるとんでもないことになると思うのですよ。現在でも、在日米軍の駐留経費は、八八年度の決算しか出ておりませんが、三千百七十億円にも及んでいるわけですね。そしてその間にいろいろ地位協定の解釈拡大をやる、特別協定を

二回も結ぶ、そういうようなことをしてどんどん際限なく駐留経費を負担してきているわけですね。しかし、今世界の流れというのは、先ほど私が言いましたように、軍縮、核兵器の廃絶、外国軍隊の撤退、軍事ブロックの解消、そういう方向に向かっているわけですね。そういうときにいわれる在日米軍の駐留経費の負担をふやすことは、これは日米軍を支援することであり、日米の軍事同盟を強化していくことであって、時代の流れに逆行したやり方だと私は思うのです。今やらなければいけないのはそういうことではなくて、むしろ逆に基地を縮小するとか、撤去するとか、日米安保条約についてもそういう世界の流れに従って再検討していく、そういうことが今望まれているのではないかと私は思います。そういう意味で、在日米軍の駐留経費の増額をすべきではない、このことを強く要求して、質問を終わりたいと思います。

○岸田委員長 和田一仁君。

○和田(一)委員 私は、昨今の大変大きく動いている世界情勢、それも非常に急速に変化している世界情勢を踏まえて、大臣に幾つか所信をお尋ねしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

昨年の秋から東欧においての民主化の動きが世界じゅうの耳目を集めておるところでございます。東欧におる人たちが自由を求めて、そして自分たちにはなかった人権が尊重されている社会のあることを知り、さらには、もっと豊かな国があるんだ、そういうことを知るに及んで、こういう西側に見られる民主的な社会を我々も欲しい、こういう思いから人々は一斉に西へ向かって歩み始めた、こう思うわけでございます。まさに世界は東から西へと動きつつある、こういう感じがいたします。この動きはもはや何人もとめがたい大きな流れである、私はこう理解しております。このことがかつての東西対峙という、東西に分かれていた陣営に対して大きな変化を与えているので

はないかと思うわけでございますが、いわばヨーロッパの地殻変動ともいうべきこういう大きな流れから、かつての、かつてのというか、ヤルタ体制がもう終わるんだと言う人もあれば、もう終わったと言う人もある。東西緊張はもう解消されて、冷戦は終えんを告げるのだ、こういう見方を言う人もあります。まさにあのヤルタ体制のシンボル的なものであったベルリンの壁も壊されて、人の自由な交流が可能になってまいりました。こういうことを考えますと、そう言い切る人もおつても不思議ではないと思うほどでございます。すけれども、こういった今の東欧における動き、西から東へと大きく動いている動き、このことについてまず大臣のお考えをお聞きしてまいりたいと思っております。

○中山国務大臣 先生の御指摘のとおり、東ヨーロッパにおきましては、人々がより豊かな生活を求め、より自由な生活を求めて、共産党の政府を倒して民主的な政府をつくる、そして自由市場原理を導入して、今まで行われてきた中央集権的な統制経済というものを排除していく、こういう過程にあるわけでございますけれども、私どもの認識では、この過程というものはソビエトの新思考外交のもとで果たされた一つの大きな出来事である。

しかし、現状はどうかといえますと、これらの国々は今日までの共産党支配による中央統制経済というものによつて経済は破綻の極に達しておりまして、東ドイツに見られる姿のような現状から見ても、これからの経済再建といえますか、果たしてどういうふうな過程で豊かな社会を形成していくかという点では、これから非常に大きな難し道が待っているというふうに私は理解をいたしております。

を知らない方々がほとんどでございます。この人たちが金融機関から融資を受けて企業を起こし、そして市場の経済原理で商品の売買を行っていくというふうな経済活動のあり方というものについての知識を持っていない。こういうことから、これからの東ヨーロッパにおける流れというのはまだまだ不安定であり、不確実でありますけれども、これが逆流するかといえれば決してそうではない。先生の御指摘のように、自由な、そして豊かな社会を求めて動き続けていくものだとは私は認識をいたしております。

○和田(一)委員 大臣の御見解、将来にわたってまだまだ不確定要素はあるが逆流はしないであろう、こういう御見解でした。

そういう中で、現実こういう流れを踏まえながら、従来NATOとワルシャワ・パクトとの間で均衡を保っていた軍事バランス等についても、現に新しい東西の動きがはじまっているのではないかと思っております。それが将来に対してどういうような変化をしていくか、これが大変気になるところでございます。特に東欧諸国のソ連離れが始まって、ワルシャワ・パクトとしての実質的な機構としての中身がだんだん変わってきているのではないかと。言いかえれば、これはもう既に事実上の形骸化の方向に行っているのではないかと。感じがするわけですが、その辺は実際にそうなのか、それともまた別の意味を持ってこれがきちっと機能していくのか、その辺のバランスを含めてワルシャワ・パクトのこれからあり方について大臣はどのようにごらんになっておられるか。

○中山国務大臣 ワルシャワ条約機構というものが軍事機構でございますし、これがNATOに対峙する一つの大きな軍事機構として現存していると思っております。しかし、今日の事態は大きく変化を始めておりまして、これがやがて政治機構へ変革をして、変質をしていくものだという認識を持っております。ちょうど昨年、私がブラッセルを訪問してE.C.の委員長にお目にかかりましたとき

にも、実はあしたの連のシエワルナゼ外務大臣がやってくる、そしてECとの話し合いも入ってくる、こういうことでございまして、この東西間にございまして軍事ブロックが政治機構としてこれから転換をしていくだろうと私は考えております。

○和田(一)委員 ワルシャワ条約機構がそういった軍事的な意味合いから政治機構へと変質していくであろうということになりますと、これは、冷戦が終わったと感ずるなら別ですけれども、依然として東西の通常兵力のバランスは非常に大事だという観点から考えると、これはある意味で情勢の変化が始まっている。それは特にワルシャワ・パクト側からそういう変化が、軍事ブロックとしての質が変わって政治機構へ移行していくのだ、こういう見解でしょうか。それに対して、これらの国際情勢の変化をNATOを含めてどういうふうには大臣はとらえておられるか、この点についても伺いたいと思います。

○中山国務大臣 先ほど御答弁申し上げましたけれども、きょうお昼にアメリカの軍縮局長と目にかかって三十分ばかりお話をしておりました。その中で私の聞いた話の中には、ヨーロッパにおける通常兵器の削減交渉あるいは戦略核の問題、いろいろ協議が米ソ間で行われている、こういうふうな新しい時代の中で、先日海部総理と一緒に訪問いたしましたハンガリーの政府との話し合いの過程でも、ソ連軍がやがて引き揚げていく、あるいは撤退してもらいたいという考えを持っているというふうなお話もございまして、これからいろいろとワルシャワ条約機構の中で一つの大きな変化が起こる兆しがあるというふうに私は認識をいたしております。

○和田(一)委員 ちょっと視点をええまして、この間、十八日に東独において選挙がございまして、東西ドイツが、さっき申し上げたように大変な変化をしております。そういう中で選挙でございまして、東西ドイツを何とか早期に統一した

いという願いから、この選挙の結果を見ると早期統一の政治選択がとられたのではないかと思っています。東西ドイツの統一がここまで東独の意思としてはつきり出てきたということを踏まえて、大臣は、東西統一の時期、どれくらいのスパンで、あるいはストレートに統一されるのかあるいは教段階の段階を経ながらどれくらい時間をかけていくだろうかというふうな、日本の外交当局としての見通し等をお持ちでしたらお知らせいただきたい。欧州諸国においては統一を歓迎しながらも、余り急いでいくことはいいか悪いとかいろいろ意見があるようではございますが、我が国としてはどんなふうにご考えておられるか、それを含めてお願いいたします。

○中山国務大臣 昨年来、ヨーロッパにおける各種の国際会議においてヨーロッパの外務大臣の方方ともいろいろ意見を交換しておりますが、ドイツの統一問題は当初十年ぐらひ日を要するのではないかと言われておりましたが、今日ではそれが意外と速いスピードで展開をしている。その展開のスピードは十年から一年単位で物を考えなければならぬ時代に突入し始めているのではないかと。特に、先生御指摘のように、東ドイツにおける選挙の結果、統一を求める人たちの代表者の議席が過半数を超えているというところを見ましても、意外と速い展開が起ると私は認識をいたしております。

○和田(一)委員 これは確かに速くなっていると思います。そういう速いテンポで統一に向かっているとすると、いろいろな問題があると思うのです。さっきも大臣、冒頭でおっしゃっていましたが、要するに、統制経済の中で市場メカニズムがまだよくわかっていない、そういう国が新しい歩みを始めるとするならば、困難もあれば学ぶべきこともあるからなかなか急速にはというふうなお話もございましたが、まさにドイツは、そういう意味で統合への手順というものが大変大事になつてくると思うのです。

そういう中の一つとして、国境問題はもちろんありますけれども、経済問題に絞っても、通貨の統合の問題であるとか経済の一体化をどうやってやっていくか、これは大変なことだと思えます。また、今と東独から西へと国民が流出しております。流出というところからいいますと、移動しております。このことは東ドイツにとってみれば働き手がなくなっていくということではございまして、ある表現で言えば、これは東独経済のメルトダウンだ、大変なことになるんだ、至急にこれは何とかしなければ本当に東独はメルトダウンしてしまうというふうな見方をする東独の人もあるようではございます。そういうことになりますと、これはやはりドイツ当局国だけの問題ではなくて、西欧諸国としてもあるいは経済先進国としての日本も含めてこれへの対応ということもそろそろ考えていかなければいけない、こんなふうに思うのですが、その点についてはどのような対応をお考えでしょうか。

○中山国務大臣 先生の御指摘は極めて重要な点であるかと私は考えております。先般のこの東ドイツの選挙の結果、統一へ向かうという人たちが議会の過半数を超えたわけでありまして、国民の意思は明らかに民主主義のもとで動いていく、こういうふうになりますと、やがて両独の統一の前に共通通貨の問題が登場してまいります。

その場合に、東ドイツのマルクを西ドイツのマルクと交換するかという問題が当面浮上してくるわけでありまして、この公式な交換レートと実質経済の中で交換レートがどうなるのか。御案内のように東ドイツの経済は疲弊の極に達しております。今先生御指摘のように、その東ドイツから流出する東ドイツ人たちの数は恐るべき数に上っております。こういう中でこの東ドイツの外資法を見ますと、御承知のように外国資本の株に占める比率を四九%を最高限度額に規定しておりますから、外国からの資本の導入が現在の東ドイツの法律では考えられない。こういう状況

のもとでこのマルクの交換というものを考えると、恐らく一対一のマルクの交換が行われる場合には西ドイツのマルクに大きな変動が起こってくる。そういったと、世界の通貨の中で比較的強い通貨として考えられているマルクの価値に変動が起こってくる。こういうことになってまいりますと、ECの圏内においても西ドイツ・マルクの変動というものがECの通貨体制にも影響を与えてくる。ひいてはドルと円の関係にも影響を及ぼすものと考えられておまして、私どもとしては、東ドイツにおける外資法の改正というものが早急に行われることが両独の通貨の交換のために極めて重要なポイントであるという認識を持っております。

○和田(一)委員 もう一つ、統一ドイツが実現いたしましたら、この統一ドイツの安全保障体制というものは、これまでヨーロッパを含めて世界でも大変大きな影響がございまして、このドイツが統一された後のあり方の問題ですが、今、西独がNATOの一員としてあるように、統一後もNATOにとどまっていた方がいいとお考えになるのか。それとも、これは中立化を求めている国もある。ソ連は中立化がいい、こう言っておりますけれども、もし中立化になれば、それはどういう影響があるとお考えになられているか。とにかくこれはヨーロッパの大国が一つできるわけではござい

ますから、そういう意味で安全保障体制に与える影響というものは相当大きいものがある、こう思いますけれども、統一ドイツ後のあり方はどうなっていくか、望ましいあり方はどうかを大臣の御見解として伺いたいと思います。

○中山国務大臣 先ほどお答えしました点を少し補足させていただきますと、早急に統一するというグループが過半数を占めている。ほかにも統一をしたいという考えの方々もたくさん出ておられるということではございます。

今、先生御指摘のドイツが統一した後の立場、どういふふうな形でドイツがあることが望ましい

かという問題は、私は今の時点で日本政府として意見を述べることは差し控えるべきではないかと考えております。私もいろいろなヨーロッパの情勢を分析しておりますけれども、問題は、ヨーロッパのいろいろな国の人々、政治家たちが再び前のようなヨーロッパの地域において戦乱が起らないというのを考えて、いわゆる平和への最も安全な方法は何かということではないか、いろいろな協議が進められていくのではないかと、そのように考えております。

○和田(一)委員 こういった東欧のみならず、バルト三国等においてもいろいろ新しい動きが出ておりまして、特に非常に注目をしていかなければいけないのはリトアニア問題だと思えます。リトアニアに象徴されるように、バルト三国もいろいろ動きが出てまいりましたが、こういうことがただヨーロッパにおける動きだけではなくて、実は私も日本の大事な北方領土の問題にも運動してくるような気が私はいたしております。

そこで、もう時間がありませんが、この三月に予定されていたシェワルナゼ外相と外務大臣との定期協議が延期されております。理由としては内政上の理由で延期されたと聞いておりますが、これはいつまで延期されるのですか。この内政上の理由によると、夏以降というふうに踏んでいいのか、その辺がはっきりしていればお伺いしたいのです。

○中山国務大臣 日ソ外相会談を東京で開くということは、昨年九月の国連総会における日ソ外相会談でシェワルナゼ外相からお申し出がございましたが、先生も御案内のように、ソビエトにおける地方選挙が三月は各地で行われておりました。さらに、御承知のように憲法改正を含めて大統領制の導入というようなソ連の国内政治の変動がございまして、この三月に予定された外相会談は現在延期されているという状態でございますが、私どもの聞いておりますところでは、ただいま六月

に予定されている米ソ首脳会談に向けて米ソの外相会談が相次いで行われる予定が立てられておりまして、私もそういったことは、できるだけ速やかな時期に日ソの外相会談が開かれるというのを期待したいと考えております。

○和田(一)委員 一連のスケジュールとしてこの三月に予定されていた日ソ外相定期協議、これを踏まえて来年はゴルバチョフ大統領の来日というスケジュールを聞いておりまして、こういう動きの中でいよいよ日ソ間の新しい動きが話し合われるな、こう思っております。最近はその北方領土の問題に対していろいろなサウンドがあるわけがございます。こういった外相会談を延期されて、今本当ならやっておられるところなのでしょうけれども、ない。しかし、北方領土問題に対しては来日するソ連要人がいろいろなことを言う。そういう変化を感じ取られておられるかどうか。日本としてこの来年の首脳会談に向かって、ゴルバチョフ大統領の来日に向かって、そういう変化に対してどう対応していられるおつもりか。従来どおり北方領土四島一括返還以外にも入り口はないというかたくなな姿勢なのか、それとも伝えられるように幾らか柔軟な姿勢で対応しようとなさっているのか、その辺をまずお聞かせいただきたい。

○中山国務大臣 昨年の十一月には最高会議のヤコブレフ氏が来日されました。また、最近ではエリツィン氏も日本に来られました。私もお目にかかっているいろいろお話をいたしました。北方領土返還に関するエリツィン氏個人の考え方も伺ったこととがございます。いろいろとソ連の学者の中にも領土問題に関する御発言があることも存じておりますけれども、ソビエト政府の公式的な見解として北方領土に対する考え方が変わったということとは、まだ私、確認をいたしておりません。そのようなかで、やはり日ソ間に平和条約を締結するためには北方領土問題を解決するということが前提

でございまして、しかし、一方におきましては、日ソ間の人的交流、文化交流を含めまして、先般の安倍元自民党幹事長のゴルバチョフ大統領との会談におきましても示されたような八項目に沿いまして、日ソ間に人物往来、文化交流、そういうものを積極的に政府としても進めてまいりたい、このように現在考えております。

○和田(一)委員 余り具体的なことを申し上げていると時間がなくなるのですけれども、今大臣の御答弁のように、人的交流を促進しようという意味合いから、これはおっしゃる意味が日ソ間のという表現でしたが、北方領土に限っても、あそこで共同の事業をやるうじやないかというような提言も向こうから来た方の中にある。段階的に何やらそういう動きが始まっているというふうに伝えられているのですが、今おっしゃる人的交流というの、これは北方四島を含めてのお話でしょうか。

○高島説明員 御説明申し上げます。北方四島は私どもの見方からいたしまして、明らかに不当にソ連の占領下に置かれている部分でございまして、したがって、この北方四島と我が国との間の交流というのは差し控えるべきもの、こういう認識に立っております。

○和田(一)委員 やはりビザをもらってするわけにはいかないという立場はよくわかります。ただ、向こうは、北方四島にもそういう意味で人的交流を現実的に実現させていく中、何とかその先の話し合いをつくらなければならないというふうな姿勢も見えるわけですが、もう時間がありませんので一つだけお伺いしたいのですが、やがてはこれは糸口を見つけてはくれないものか、こう私は思っておりますし、また、そうしなければならぬ。やはり時代の変化に伴って対応も新しい発想の中で考えていっていいのではないかとと思うのですが、そういう感じからして今私が気になるのは、北方領土四島の中に一体ソ連の人がどれぐ

らい定住しておるか、これはもちろん調査しておられると思いますが、お知らせいただきたいと思えます。

○高島説明員 現在、約四万人のソ連の人たちが北方四島に居住しているというふうに理解しております。

○和田(一)委員 これは民間人だけでしょうか、軍人も含めてですか。

○高島説明員 民間人、軍人含めての話でございます。

○和田(一)委員 民間人だけですとどれぐらいでしょうか。

○高島説明員 正確な区分けというのは私どももわかっておりませんが、ソ連側も軍人の正確な数というのは発表いたしておりません。ただ、およその推測をいたしまして、軍人は四万人のうち約一万人程度はいるのではなからうかというふうに見ております。

○和田(一)委員 時間が来てしまいましたのでまたの機会に。この問題はできれば大臣在任中にぜひひとつ糸口を見つけて解決の方向を出していただきたいと思う問題でございまして、それぐらいに、やはり時期を見て、タイミングをはかりながらやるべき大きな問題だと思っておりますが、そうすると、返ってくるという前提ですから、返ってきたときに、四万のうち民間人が三万ですか、こういう人たちがどうするのだというふうなことを含め、さらに我々がその四つの島をどう使っていくのか、かつての島民にどうやって帰ってもらうのか、そういうことも含めて、対応を具体的に考え始めるときだろと思っているぐらいでございますので、ぜひひとつ大臣在任中にこの問題の糸口をつくらなければならない、こう思います。

きょうはまだほかに日米の構造問題の協議等についても伺いたかったのですが、時間が参りましたので、別の機会にぜひ伺わせていただくことにいたしまして、きょうの私の質問を終わります。

す。
○岸田委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○岸田委員長 これより討論に入るのであります
が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決
いたします。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務
する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正
する法律案について採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岸田委員長 起立総員。よって、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

○岸田委員長 ただいま議決いたしました本案に
対し、斎藤斗志二君外三名から附帯決議を付すべ
しとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。斎藤斗志二
君。

○斎藤斗志二委員 ただいま議題となりました自由
民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会
議及び民社党の各派共同提案に係る附帯決議案に
つきまして、提案者を代表して、その趣旨を御説
明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館
に勤務する外務公務員の給与に関する法
律の一部を改正する法律案に対する附帯
決議(案)

政府は、次の事項について引き続き検討の
上、適切な措置を講ずべきである。

一 激動する国際情勢に迅速かつ的確に対応
し、世界の平和と繁栄のため我が国がその国
力にふさわしい国際的責任を果たし、積極的
な外交を展開するため、外交実施体制、特に
在外公館の整備・強化に努めること。

一 在外職員、特に自然環境等勤務環境の厳し

い地域に在勤する職員が、安んじて活発な外
交活動を展開しうよう、健康管理対策、休
暇制度の充実を含め勤務環境の整備、待遇の
改善等に努めること。

一 我が国外交の第一線拠点にふさわしいもの
となるよう、長期的計画に基づき、在外公館
事務所及び公邸の整備・拡充を進めるととも
にその国有化の推進に努め、併せて在外職員
宿舍の整備に努めること。

一 在外公館における外交活動の能率促進のた
めに通信体制の強化・事務機器等の近代化に
努めること。

一 館員による活発な外交活動を支援するた
め、在外公館における質の高い現地職員の確
保・増員に努めること。

一 世界的に治安状況が不安定となる傾向にか
んがみ、在外職員が安全にその職務を遂行し
うよう警備・防犯対策の強化に努めるこ
と。

一 海外での事件、事故及び戦乱、クーデター
等の緊急事態に際しての邦人の救援保護を含
む邦人の安全確保を図ること。また、在外邦
人の医療対策に一層配慮すること。

一 海外女子教育の一層の充実を期するため、
在外日本人学校及び補習授業校の整備・拡
充、教師の増員、父兄の子女教育費の負担軽
減に努めるとともに、帰国子女教育の充実の
ための制度改善及び施設の整備等の対策を総
合的に推進すること。

本案の趣旨につきましては、当委員会における
質疑を通じて既に明らかにしていることと存じ
ますので、説明は省略させていただきます。
よろしく御賛成くださいますようお願い申し上
げます。

○岸田委員長 これにて趣旨の説明は終わしまし
た。
採決いたします。
本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岸田委員長 起立総員。よって、本案に対し附
帯決議を付することに決しました。

この際、外務大臣から発言を求められておりま
すので、これを許します。中山外務大臣。

○中山外務大臣 ただいま在外公館の名称及び位
置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に
関する法律の一部を改正する法律案を御可決いた
だきまして、まことにありがとうございます。
また、本法案の御審議の過程においては、外交
活動の基盤強化につき、深い御理解と貴重な御提
案を賜ったことに対し、厚く御礼を申し上げます。

法律案と同時に可決されました附帯決議の内容
につきましては、御趣旨を踏まえ、適切に対処し
てまいる所存でございます。まことにありがとうございます。
(拍手)

○岸田委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員
会報告書の作成につきましては、委員長に御一任
願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務
する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年
法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤
務する外務公務員の給与に関する法律の一部
を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に
勤務する外務公務員の給与に関する法律の
一部を改正する法律

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○岸田委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○岸田委員長 次回は、公報をもってお知らせす
ることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後四時五十三分散会

別表第一の一 大使館の表アジアの項中 在ビルマ日本国大使館

ラングーン 在マレーシア日本国大使館

ランブル 在ミャンマー日本国大使館

に改め、同表アフリカの項中 在ナイジェリア日本国大使館

「を」 在ナイジェリア日本国大使館

「を」 在ナミビア日本国大使館

マルセイユ 在マルセイユ日本国総領事館

に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第一の一 総領事館の表欧州の項中 在マルセイユ日本国総領事館

マルセイユ 在マルセイユ日本国総領事館

に改める。

別表第二 在勤基本手当の基準額(第十条関係)
一 大使館

地 域	所 在 国	号 別													
		大 使 公 使 特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号		
アジア	インド	810,000	670,000	612,600	572,400	512,200	449,400	389,200	344,300	304,100	279,200	259,200	239,100	219,000	199,000
	インドネシア	820,000	640,000	587,700	547,500	487,300	425,800	365,600	322,900	282,700	260,400	240,400	220,300	200,200	180,200
	ジャバエトナム	920,000	850,000	783,600	737,400	668,000	592,500	523,100	463,800	417,500	381,300	358,200	335,100	311,900	288,800
	カンボジア	820,000	790,000	734,700	692,000	627,800	557,600	493,500	437,600	394,800	360,400	339,000	317,600	296,200	274,800
	シンガポール	820,000	660,000	604,700	561,500	496,700	431,900	367,100	323,900	280,700	259,100	237,500	216,000	194,400	172,800
	スリ・ランカ	750,000	650,000	600,400	561,100	502,200	440,700	381,800	337,700	298,500	274,000	254,400	234,800	215,100	195,500
	タイ	790,000	620,000	563,200	524,800	467,200	408,300	350,700	309,700	271,300	249,900	230,700	211,600	192,400	173,200
	大韓民国	990,000	770,000	696,400	646,600	572,000	497,400	422,800	373,100	323,300	298,400	273,600	248,700	223,800	199,000
	中華人民共和国	1,040,000	770,000	703,700	655,300	582,600	508,700	436,100	385,000	336,600	310,200	286,000	261,800	237,500	213,300
	ネパール	730,000	710,000	657,500	616,900	556,100	491,300	430,400	381,200	340,600	311,600	291,300	271,000	250,700	230,400
	パキスタン	760,000	660,000	606,400	566,700	507,200	445,000	385,500	341,000	301,300	276,600	256,800	236,900	217,100	197,200
	バンラデシュ	880,000	780,000	722,100	679,400	615,200	545,000	480,900	426,300	383,500	350,400	329,000	307,600	286,200	264,800
	フィリピン	790,000	650,000	600,400	561,100	502,200	440,700	381,800	337,700	298,500	274,000	254,400	234,800	215,100	195,500
	ブータン	730,000	710,000	657,500	616,900	556,100	491,300	430,400	381,200	340,600	311,600	291,300	271,000	250,700	230,400
	ブルネイ	760,000	740,000	673,200	627,000	557,600	486,900	417,500	368,700	322,400	297,100	274,000	250,900	227,700	204,600
北米	ミヤソマ	790,000	650,000	593,800	553,200	492,400	430,200	369,300	326,200	285,600	263,100	242,800	222,500	202,200	181,900
	モルデラ	1,040,000	910,000	838,200	787,200	710,600	627,900	551,300	488,500	437,400	400,100	374,600	349,100	323,500	298,000
	モルデラ	710,000	690,000	639,200	599,900	541,000	478,200	419,300	371,300	332,100	303,700	284,100	264,500	244,800	225,200
	モルデラ	910,000	890,000	824,600	778,400	709,000	631,300	561,900	498,700	452,400	412,800	389,700	366,600	343,400	320,300
	ラオス	900,000	830,000	764,800	719,000	650,300	575,500	506,800	449,200	403,400	368,700	345,800	322,900	299,900	277,000
中南米	アメリカ合衆国	950,000	690,000	632,600	589,000	501,700	436,300	370,900	327,200	283,600	261,800	240,000	218,200	196,300	174,500
	カナダ	860,000	700,000	636,300	589,900	521,900	453,800	385,700	340,400	295,000	272,300	249,600	226,900	204,200	181,500
中南米	アルゼンチン	960,000	830,000	751,200	697,600	617,100	536,600	456,100	402,500	348,800	322,000	295,100	268,300	241,500	214,600
	ブラジル	790,000	760,000	697,600	649,600	577,600	504,300	432,300	381,700	333,700	307,500	283,500	259,600	235,600	211,600
	ベネズエラ	860,000	780,000	708,500	657,900	582,000	506,100	430,200	379,600	329,000	303,700	278,400	253,100	227,700	202,400
	ウルグアイ	760,000	740,000	671,900	623,900	551,900	479,900	407,900	359,900	311,900	287,900	263,900	240,000	216,000	192,000

地 域	所 在 国	号 別													
		大 使 公 使 特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号		
欧州	エタラドル	670,000	650,000	594,200	555,400	497,100	436,300	378,100	334,400	295,600	271,400	252,000	232,600	213,100	193,700
	エル・サルヴァドル	870,000	840,000	771,300	719,800	642,600	562,800	485,600	429,300	377,800	347,300	321,500	295,800	270,100	244,300
	ガイアナ	810,000	790,000	722,500	674,500	602,500	527,900	455,900	403,100	355,100	326,300	302,300	278,400	254,400	230,400
	キューバ	870,000	840,000	773,600	724,700	651,400	574,200	500,900	443,300	394,500	361,300	336,900	312,500	288,000	263,600
	グアテマラ	800,000	770,000	703,700	655,300	582,600	508,700	436,100	385,000	336,600	310,200	286,000	261,800	237,500	213,300
	グレナダ	810,000	790,000	722,500	674,500	602,500	527,900	455,900	403,100	355,100	326,300	302,300	278,400	254,400	230,400
	コスタ・リカ	730,000	700,000	642,700	598,600	532,500	465,100	399,000	352,300	308,300	284,000	262,000	240,000	217,900	195,900
	クロンディア	750,000	730,000	669,700	628,300	566,100	500,000	437,800	387,700	346,200	316,800	296,100	275,400	254,600	233,900
	ジャマイカ	790,000	760,000	697,600	649,600	577,600	504,300	432,300	381,700	333,700	307,500	283,500	259,600	235,600	211,600
	スリナム	990,000	960,000	875,200	816,300	728,000	637,000	548,700	485,000	426,100	391,800	362,400	332,900	303,500	274,000
	セント・ビンセント ネイションズ	810,000	790,000	722,500	674,500	602,500	527,900	455,900	403,100	355,100	326,300	302,300	278,400	254,400	230,400
	セント・クリストファー・ ネイションズ	640,000	620,000	569,300	530,500	472,200	412,700	354,500	313,000	274,200	252,600	233,200	213,800	194,300	174,900
	セント・ルシア	810,000	790,000	722,500	674,500	602,500	527,900	455,900	403,100	355,100	326,300	302,300	278,400	254,400	230,400
	チリ	720,000	660,000	598,600	555,900	491,700	427,600	363,500	320,700	277,900	256,600	235,200	213,800	192,400	171,000
	ドミニカ	810,000	790,000	722,500	674,500	602,500	527,900	455,900	403,100	355,100	326,300	302,300	278,400	254,400	230,400
	ドミニカ共和国	640,000	620,000	569,300	530,500	472,200	412,700	354,500	313,000	274,200	252,600	233,200	213,800	194,300	174,900
	トリニダード・トバゴ	820,000	790,000	722,100	672,300	597,700	521,800	447,200	394,900	345,100	318,000	293,200	268,300	243,400	218,600
	ニカラグア	1,040,000	1,010,000	929,800	872,200	785,800	693,300	606,900	537,500	479,900	439,300	410,500	381,800	353,000	324,200
	ハイチ	950,000	920,000	846,800	792,700	711,600	626,500	545,400	482,600	428,500	392,700	365,700	338,600	311,600	284,500
	パナマ	820,000	750,000	685,900	640,500	572,500	501,800	433,700	383,600	338,200	310,700	288,000	265,300	242,600	219,900
パナマ	810,000	790,000	722,500	674,500	602,500	527,900	455,900	403,100	355,100	326,300	302,300	278,400	254,400	230,400	
パラグアイ	680,000	660,000	606,000	564,600	502,400	438,900	376,700	332,700	291,200	268,300	247,600	226,900	206,100	185,400	
バルバドス	810,000	790,000	722,500	674,500	602,500	527,900	455,900	403,100	355,100	326,300	302,300	278,400	254,400	230,400	
ブラジル	750,000	650,000	593,800	553,200	492,400	430,200	369,300	326,200	285,600	263,100	242,800	222,500	202,200	181,900	
ペリウズ	890,000	860,000	789,700	736,900	657,700	575,900	496,700	439,100	386,300	355,100	328,700	302,400	276,000	249,600	
ペルー	920,000	800,000	728,600	680,200	607,500	532,300	459,700	406,400	358,000	329,000	304,800	280,600	256,300	232,100	
ボリビア	760,000	740,000	685,900	646,600	587,700	522,700	463,800	411,400	372,200	339,400	319,800	300,200	280,500	260,900	
ホンデュラス	800,000	780,000	710,300	663,200	592,500	519,200	448,500	396,600	349,500	321,100	297,600	274,000	250,400	226,900	
メキシコ	940,000	780,000	710,300	663,200	592,500	519,200	448,500	396,600	349,500	321,100	297,600	274,000	250,400	226,900	

地 域	所 在 国	号 別													
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
	アルバニア	850,000	820,000	755,200	707,700	636,300	561,100	489,800	433,500	385,900	353,500	329,700	305,900	282,100	258,300
	イタリア	970,000	790,000	720,700	669,200	592,000	514,800	437,600	386,100	334,600	308,900	283,100	257,400	231,700	205,900
	グアテマラ	820,000	790,000	720,700	669,200	592,000	514,800	437,600	386,100	334,600	308,900	283,100	257,400	231,700	205,900
	オーストリア	1,170,000	960,000	867,300	805,400	712,400	619,500	526,600	464,600	402,700	371,700	340,700	309,800	278,800	247,800
	オランダ	890,000	810,000	739,100	686,300	607,100	527,900	448,700	395,900	343,100	316,700	290,300	264,000	237,600	211,200
	ギリシャ	800,000	730,000	665,800	618,300	546,900	475,600	404,300	356,700	309,100	285,400	261,600	237,800	214,000	190,200
	サイプレス	760,000	730,000	665,800	618,300	546,900	475,600	404,300	356,700	309,100	285,400	261,600	237,800	214,000	190,200
	スイス	970,000	880,000	800,200	743,100	657,300	571,600	485,900	428,700	371,500	343,000	314,400	285,800	257,200	228,600
	スウェーデン	980,000	890,000	812,400	754,400	667,300	580,300	493,300	435,200	377,200	348,200	319,200	290,200	261,100	232,100
	スペイン	870,000	790,000	720,700	669,200	592,000	514,800	437,600	386,100	334,600	308,900	283,100	257,400	231,700	205,900
	ソヴィエト連邦	1,140,000	860,000	791,800	741,600	666,400	587,200	511,900	453,100	402,900	369,100	344,000	319,000	293,900	268,800
	チェコスロヴァキヤ	830,000	760,000	691,500	644,000	572,600	500,000	428,700	378,500	330,900	305,000	281,200	257,400	233,600	209,800
	デンマーク	980,000	890,000	812,400	754,400	667,300	580,300	493,300	435,200	377,200	348,200	319,200	290,200	261,100	232,100
	ドイツ民主共和国	990,000	900,000	818,400	760,000	672,300	584,600	496,900	438,500	380,000	350,800	321,500	292,300	263,100	233,800
	ドイツ連邦共和国	1,130,000	920,000	836,800	777,000	687,400	597,700	508,000	448,300	388,500	358,600	328,700	298,900	269,000	239,100
	ノールウェー	960,000	930,000	842,900	782,700	692,400	602,100	511,800	451,600	391,400	361,300	331,200	301,100	270,900	240,800
	ハンガリー	830,000	760,000	691,500	644,000	572,600	500,000	428,700	378,500	330,900	305,000	281,200	257,400	233,600	209,800
	フィンランド	970,000	940,000	855,100	794,000	702,400	610,800	519,200	458,100	397,000	366,500	335,900	305,400	274,900	244,300
	フランス	1,060,000	820,000	745,200	692,000	612,100	532,300	452,500	399,200	346,000	319,400	292,800	266,200	239,500	212,900
	ブルガリア	800,000	780,000	710,300	663,200	592,500	519,200	448,500	396,600	349,500	321,100	297,600	274,000	250,400	226,900
	ベルギー	950,000	820,000	745,200	692,000	612,100	532,300	452,500	399,200	346,000	319,400	292,800	266,200	239,500	212,900
	ポーランド	860,000	790,000	722,500	674,500	602,500	527,900	455,900	403,100	355,100	326,300	302,300	278,400	254,400	230,400
	ポルトガル	760,000	730,000	665,800	618,300	546,900	475,600	404,300	356,700	309,100	285,400	261,600	237,800	214,000	190,200
	マルタ	820,000	790,000	720,700	669,200	592,000	514,800	437,600	386,100	334,600	308,900	283,100	257,400	231,700	205,900
	モロッコ	820,000	750,000	685,400	638,300	567,600	495,600	424,900	375,200	328,100	302,300	277,800	255,200	231,600	208,100
	ルーマニア	960,000	890,000	819,900	770,100	695,500	614,800	540,200	478,700	428,900	392,200	367,400	342,500	317,600	292,800
	ルクセンブルグ	850,000	820,000	745,200	692,000	612,100	532,300	452,500	399,200	346,000	319,400	292,800	266,200	239,500	212,900
	連合王国	1,080,000	830,000	757,400	703,300	622,200	541,000	459,900	405,800	351,700	324,600	297,600	270,500	243,500	216,400

地 域	所 在 国	号 別													
		大 使 公 使 特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号		
大洋州	ゲアヌアツ	680,000	660,000	606,400	566,700	507,200	445,000	385,500	341,000	301,300	276,600	256,800	236,900	217,100	197,200
	オーストラリア	930,000	760,000	690,200	640,900	567,000	493,000	419,100	369,800	320,500	295,800	271,200	246,500	221,900	197,200
	キリバス	860,000	840,000	771,000	724,800	655,400	579,900	510,500	452,500	406,200	371,300	348,200	325,100	301,900	278,800
	ソロモン	900,000	880,000	807,700	758,800	685,500	606,100	532,800	472,100	423,300	387,000	362,600	338,200	313,700	289,300
	トングラ	860,000	840,000	771,000	724,800	655,400	579,900	510,500	452,500	406,200	371,300	348,200	325,100	301,900	278,800
	ナウル	680,000	660,000	606,400	566,700	507,200	445,000	385,500	341,000	301,300	276,600	256,800	236,900	217,100	197,200
	西サモア	680,000	660,000	606,400	566,700	507,200	445,000	385,500	341,000	301,300	276,600	256,800	236,900	217,100	197,200
	ニュー・ジララント	890,000	810,000	733,000	680,700	602,100	523,600	445,100	392,700	340,300	314,200	288,000	261,800	235,600	209,400
	バブア・ニューギニア	950,000	880,000	807,700	758,800	685,500	606,100	532,800	472,100	423,300	387,000	362,600	338,200	313,700	289,300
	フィジー	720,000	690,000	636,900	595,000	532,200	466,800	404,000	357,300	315,400	289,700	268,700	247,800	226,900	205,900
	マーシャル	840,000	820,000	747,000	697,200	622,600	545,400	470,800	416,300	366,500	336,800	312,000	287,100	262,200	237,400
ミクロネシア	840,000	820,000	747,000	697,200	622,600	545,400	470,800	416,300	366,500	336,800	312,000	287,100	262,200	237,400	
中近東	アラビアスタン	1,050,000	1,020,000	939,900	876,400	789,700	697,200	612,100	542,300	485,600	444,100	415,800	387,400	359,000	330,700
	アラブ首長国連邦	930,000	860,000	785,800	736,000	661,400	582,900	508,300	449,900	400,100	366,500	341,700	316,800	291,900	267,100
	イエメン	960,000	940,000	863,000	811,100	733,200	649,200	571,300	506,300	454,400	415,300	389,400	363,400	337,400	311,500
	イスラエル	940,000	860,000	783,100	729,000	647,900	565,400	484,300	427,600	373,500	344,200	317,200	290,100	263,100	236,000
	イラク	1,160,000	1,020,000	935,900	877,900	790,800	697,700	610,700	540,800	482,800	442,000	413,000	384,000	354,900	325,900
	イラン	1,160,000	1,020,000	935,900	877,900	790,800	697,700	610,700	540,800	482,800	442,000	413,000	384,000	354,900	325,900
	オマーン	870,000	850,000	779,600	730,300	656,400	578,500	504,600	446,600	397,300	363,900	339,300	314,600	290,000	265,300
	カタール	910,000	880,000	810,100	758,600	681,400	600,300	523,100	462,900	411,400	377,000	351,200	325,500	299,800	274,000
	クウェイト	940,000	820,000	755,200	707,700	636,300	561,100	489,800	433,500	385,900	353,500	329,700	305,900	282,100	258,300
	サウジア・アラビア	1,010,000	850,000	783,200	736,100	665,400	588,600	517,900	459,000	411,900	376,500	353,000	329,400	305,800	282,300
	ジョルダン	820,000	750,000	685,400	638,300	567,600	495,600	424,900	375,200	328,100	302,300	278,800	255,200	231,600	208,100
	シリア	930,000	900,000	820,200	765,200	682,800	597,700	515,200	455,500	400,500	368,200	340,700	313,300	285,800	258,300
	トルコ	840,000	770,000	704,100	657,400	587,400	514,800	444,800	393,300	346,600	318,500	295,100	271,800	248,500	225,100
	パレスチナ	870,000	850,000	779,600	730,300	656,400	578,500	504,600	446,600	397,300	363,900	339,300	314,600	290,000	265,300
	南イエメン	1,000,000	970,000	897,800	846,300	769,100	683,600	606,400	537,900	486,400	444,200	418,400	392,700	367,000	341,200
	レバノン	870,000	850,000	783,200	736,100	665,400	588,600	517,900	459,000	411,900	376,500	353,000	329,400	305,800	282,300

地 域	所 在 国	号 別													
		大 使 公 使 特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号		
アフリカ	アルジェリア	940,000	860,000	789,700	736,900	657,700	575,900	496,700	439,100	386,300	355,100	328,700	302,400	276,000	249,600
	アンゴラ	1,030,000	1,000,000	917,600	860,900	775,800	684,600	599,500	531,000	474,300	434,100	405,800	377,400	349,000	320,700
	ウガンダ	1,020,000	990,000	911,400	855,100	770,700	680,200	595,800	527,700	471,400	431,500	403,300	375,200	347,100	318,900
	エジプト	990,000	820,000	747,000	697,200	622,600	545,400	470,800	416,300	366,500	336,800	312,000	287,100	262,200	237,400
	エチオピア	990,000	960,000	887,100	832,500	750,700	662,800	581,000	514,700	460,100	421,000	393,800	366,500	339,200	312,000
	ガーナ	1,020,000	990,000	911,800	856,400	773,300	684,100	601,000	532,500	477,100	436,300	408,600	380,900	353,100	325,400
	カボ・ヴェルデ	1,030,000	1,000,000	917,600	860,900	775,800	684,600	599,500	531,000	474,300	434,100	405,800	377,400	349,000	320,700
	ガボン	1,050,000	1,020,000	935,900	877,900	790,800	697,700	610,700	540,800	482,800	442,000	413,000	384,000	354,900	325,900
	カメルーン	1,030,000	1,000,000	917,600	860,900	775,800	684,600	599,500	531,000	474,300	434,100	405,800	377,400	349,000	320,700
	ガンビア	1,030,000	1,000,000	917,600	860,900	775,800	684,600	599,500	531,000	474,300	434,100	405,800	377,400	349,000	320,700
	ギニア	1,050,000	1,020,000	946,700	891,700	809,300	718,500	636,000	564,100	509,100	465,100	437,600	410,200	382,700	355,200
	ギニア・ビサウ	1,030,000	1,000,000	917,600	860,900	775,800	684,600	599,500	531,000	474,300	434,100	405,800	377,400	349,000	320,700
	ケニア	820,000	710,000	648,700	604,200	537,500	469,400	402,700	355,600	311,100	286,600	264,400	242,100	219,900	197,600
	コモロ	750,000	730,000	667,600	623,500	557,400	488,700	422,600	373,700	329,700	302,800	280,800	258,800	236,700	214,700
	コンゴ	1,030,000	1,000,000	917,600	860,900	775,800	684,600	599,500	531,000	474,300	434,100	405,800	377,400	349,000	320,700
ヨーロッパ	ギリール	1,100,000	1,010,000	930,200	873,500	788,400	697,200	612,100	542,300	485,600	444,100	415,800	387,400	359,000	330,700
	サントマ・プリンス	1,030,000	1,000,000	917,600	860,900	775,800	684,600	599,500	531,000	474,300	434,100	405,800	377,400	349,000	320,700
	ザンビア	1,060,000	1,030,000	944,500	883,400	791,800	696,300	604,700	534,900	473,800	434,600	404,000	373,500	343,000	312,400
	シエラ・レオネ	1,030,000	1,000,000	917,600	860,900	775,800	684,600	599,500	531,000	474,300	434,100	405,800	377,400	349,000	320,700
	ジブチ	990,000	960,000	887,100	832,500	750,700	662,800	581,000	514,700	460,100	421,000	393,800	366,500	339,200	312,000
	ジブチ	990,000	960,000	887,100	832,500	750,700	662,800	581,000	514,700	460,100	421,000	393,800	366,500	339,200	312,000
	ジョージア	710,000	690,000	630,400	587,200	522,400	456,300	391,500	345,700	302,500	278,700	257,100	235,600	214,000	192,400
	スーダン	1,180,000	1,150,000	1,056,700	993,900	899,600	797,100	702,900	623,000	560,200	512,300	480,900	449,500	418,000	386,600
	スロヴァニア	750,000	730,000	667,600	623,500	557,400	488,700	422,600	373,700	329,700	302,800	280,800	258,800	236,700	214,700
	セイシェル	750,000	730,000	667,600	623,500	557,400	488,700	422,600	373,700	329,700	302,800	280,800	258,800	236,700	214,700
	赤道ギニア	1,030,000	1,000,000	917,600	860,900	775,800	684,600	599,500	531,000	474,300	434,100	405,800	377,400	349,000	320,700
	セネガル	1,000,000	970,000	893,100	838,100	755,700	667,100	584,600	517,900	462,900	423,600	396,100	368,700	341,200	313,700
象牙海岸共和国	1,040,000	960,000	877,300	821,000	736,600	648,300	563,900	498,900	442,600	405,800	377,600	349,500	321,400	293,200	

地 域	所 在 国	号 別													
		大 使 公 使 特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号		
	ソマリア	990,000	960,000	887,100	832,500	750,700	662,800	581,000	514,700	460,100	421,000	393,800	366,500	339,200	312,000
	タンザニア	990,000	920,000	844,600	794,000	718,100	636,100	560,200	496,500	445,900	407,500	382,200	356,900	331,500	306,200
	チャード	1,030,000	1,000,000	917,600	860,900	775,800	684,600	599,500	531,000	474,300	434,100	405,800	377,400	349,000	320,700
	中央アフリカ	1,140,000	1,110,000	1,020,000	959,800	869,500	770,900	680,600	603,400	543,200	496,600	466,500	436,400	406,200	376,100
	チュニジア	730,000	700,000	642,700	598,600	532,500	465,100	399,000	352,300	308,300	284,000	262,000	240,000	217,900	195,900
	トーゴ	1,030,000	1,000,000	917,600	860,900	775,800	684,600	599,500	531,000	474,300	434,100	405,800	377,400	349,000	320,700
	ナイジェリア	1,100,000	1,010,000	930,200	873,500	788,400	697,200	612,100	542,300	485,600	444,100	415,800	387,400	359,000	330,700
	ナミビア	860,000	840,000	765,300	714,300	637,700	558,500	481,900	426,100	375,000	344,700	319,200	293,700	268,100	242,600
	ニジェール	1,030,000	1,000,000	917,600	860,900	775,800	684,600	599,500	531,000	474,300	434,100	405,800	377,400	349,000	320,700
	ブルキナ・フアソ	1,030,000	1,000,000	917,600	860,900	775,800	684,600	599,500	531,000	474,300	434,100	405,800	377,400	349,000	320,700
	ブルンジ	1,030,000	1,000,000	917,600	860,900	775,800	684,600	599,500	531,000	474,300	434,100	405,800	377,400	349,000	320,700
	ベナン	1,030,000	1,000,000	917,600	860,900	775,800	684,600	599,500	531,000	474,300	434,100	405,800	377,400	349,000	320,700
	ボツワナ	750,000	730,000	667,600	623,500	557,400	488,700	422,600	373,700	329,700	302,800	280,800	258,800	236,700	214,700
	マダガスカル	800,000	770,000	716,000	673,700	610,200	540,600	477,100	423,000	380,700	347,700	326,600	305,400	284,200	263,100
	マラウイ	1,060,000	1,030,000	944,500	883,400	791,800	696,300	604,700	534,900	473,800	434,600	404,000	373,500	343,000	312,400
	マリ	1,030,000	1,000,000	917,600	860,900	775,800	684,600	599,500	531,000	474,300	434,100	405,800	377,400	349,000	320,700
	南アフリカ共和国	860,000	790,000	714,700	663,700	587,100	510,500	433,900	382,900	331,800	306,300	280,800	255,300	229,700	204,200
	モーリタニア	750,000	730,000	667,600	623,500	557,400	488,700	422,600	373,700	329,700	302,800	280,800	258,800	236,700	214,700
	モザンビーク	1,030,000	1,000,000	917,600	860,900	775,800	684,600	599,500	531,000	474,300	434,100	405,800	377,400	349,000	320,700
	ネパール	1,060,000	1,030,000	944,500	883,400	791,800	696,300	604,700	534,900	473,800	434,600	404,000	373,500	343,000	312,400
	リビア	950,000	920,000	850,800	799,800	723,200	640,500	553,900	499,800	448,700	410,100	384,600	359,100	333,500	308,000
	リベリア	970,000	940,000	869,100	816,800	738,200	653,600	575,100	509,600	457,200	418,000	391,800	365,600	339,400	313,200
	ルワンダ	1,030,000	1,000,000	917,600	860,900	775,800	684,600	599,500	531,000	474,300	434,100	405,800	377,400	349,000	320,700
	セント	750,000	730,000	667,600	623,500	557,400	488,700	422,600	373,700	329,700	302,800	280,800	258,800	236,700	214,700

11 総領事館

地 域	所 在 地	号 別											
		総 領 事	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
ア ジ ア	カルカタ	700,000	645,300	585,100	518,800	458,600	406,700	366,500	334,600	314,600	294,500	274,400	254,400
	ボンベイ	670,000	611,200	551,000	486,900	426,700	377,900	337,700	308,900	288,900	268,800	248,700	228,700
	マドラス	670,000	611,200	551,000	486,900	426,700	377,900	337,700	308,900	288,900	268,800	248,700	228,700
	ラジュン・バンダ	670,000	611,200	551,000	486,900	426,700	377,900	337,700	308,900	288,900	268,800	248,700	228,700
	ジャカルタ	600,000	547,500	487,300	425,800	365,600	322,900	282,700	260,400	240,400	220,300	200,200	180,200
	スラバヤ	600,000	547,500	487,300	425,800	365,600	322,900	282,700	260,400	240,400	220,300	200,200	180,200
	メダン	630,000	572,400	512,200	449,400	389,200	344,300	304,100	279,200	259,200	239,100	219,000	199,000
	バンコック	580,000	524,800	467,200	408,300	350,700	309,700	271,300	249,900	230,700	211,600	192,400	173,200
	釜山	740,000	646,600	572,000	497,400	422,800	373,100	323,300	298,400	273,600	248,700	223,800	199,000
	広州	750,000	680,200	607,500	532,300	459,700	406,400	358,000	329,000	304,800	280,600	256,300	232,100
	上海	770,000	680,200	607,500	532,300	459,700	406,400	358,000	329,000	304,800	280,600	256,300	232,100
	瀋陽	820,000	753,100	680,400	601,700	529,100	468,800	420,400	384,400	360,200	336,000	311,700	287,500
	カラチ	680,000	605,500	546,000	482,500	423,000	374,600	334,900	306,300	286,500	266,600	246,800	226,900
	マニラ	620,000	561,100	502,200	440,700	381,800	337,700	298,500	274,000	254,400	234,800	215,100	195,500
北 米	ベナソ	610,000	553,200	492,400	430,200	369,300	326,200	285,600	263,100	242,800	222,500	202,200	181,900
	香港	670,000	567,200	501,700	436,300	370,900	327,200	283,600	261,800	240,000	218,200	196,300	174,500
北 米	ワシントン	720,000	652,200	577,000	501,700	426,400	376,300	326,100	301,000	275,900	250,900	225,800	200,700
	アトランタ	650,000	567,200	501,700	436,300	370,900	327,200	283,600	261,800	240,000	218,200	196,300	174,500
	サンフランシスコ	720,000	652,200	577,000	501,700	426,400	376,300	326,100	301,000	275,900	250,900	225,800	200,700
	ロサンゼルス	630,000	567,200	501,700	436,300	370,900	327,200	283,600	261,800	240,000	218,200	196,300	174,500
	サノ・フランシスコ	650,000	567,200	501,700	436,300	370,900	327,200	283,600	261,800	240,000	218,200	196,300	174,500
	シアトル	650,000	567,200	501,700	436,300	370,900	327,200	283,600	261,800	240,000	218,200	196,300	174,500
	シカゴ	650,000	567,200	501,700	436,300	370,900	327,200	283,600	261,800	240,000	218,200	196,300	174,500
	ニュー・オルリンズ	650,000	567,200	501,700	436,300	370,900	327,200	283,600	261,800	240,000	218,200	196,300	174,500
	ニュー・ヨーク	810,000	623,900	551,900	479,900	407,900	359,900	311,900	287,900	263,900	240,000	216,000	192,000
	ヒューストン	650,000	567,200	501,700	436,300	370,900	327,200	283,600	261,800	240,000	218,200	196,300	174,500
	ポートランド	630,000	567,200	501,700	436,300	370,900	327,200	283,600	261,800	240,000	218,200	196,300	174,500

地 域	所 在 地	号 別												
		総 領 事	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号	
	ボストン	710,000	623,900	551,900	479,900	407,900	359,900	311,900	287,900	263,900	240,000	216,000	192,000	
	ホノルル	710,000	623,900	551,900	479,900	407,900	359,900	311,900	287,900	263,900	240,000	216,000	192,000	
	ロス・アンゼルス	650,000	567,200	501,700	436,300	370,900	327,200	283,600	261,800	240,000	218,200	196,300	174,500	
	シアタール	680,000	589,900	521,900	453,800	385,700	340,400	295,000	272,300	249,600	226,900	204,200	181,500	
	ウイニペグ	650,000	589,900	521,900	453,800	385,700	340,400	295,000	272,300	249,600	226,900	204,200	181,500	
	エドモントン	650,000	589,900	521,900	453,800	385,700	340,400	295,000	272,300	249,600	226,900	204,200	181,500	
	トロント	680,000	589,900	521,900	453,800	385,700	340,400	295,000	272,300	249,600	226,900	204,200	181,500	
	モントリオール	650,000	589,900	521,900	453,800	385,700	340,400	295,000	272,300	249,600	226,900	204,200	181,500	
	中南米	クリチバ	580,000	527,500	466,700	405,800	344,900	304,400	263,800	243,500	223,200	202,900	182,600	162,300
		サン・ペドロ	600,000	527,500	466,700	405,800	344,900	304,400	263,800	243,500	223,200	202,900	182,600	162,300
ベレーン		630,000	578,100	517,300	453,800	392,900	347,600	307,000	281,900	261,600	241,300	221,000	200,700	
ボルト・アレグレ		580,000	527,500	466,700	405,800	344,900	304,400	263,800	243,500	223,200	202,900	182,600	162,300	
マナオス		670,000	616,900	556,100	491,300	430,400	381,200	340,600	311,600	291,300	271,000	250,700	230,400	
リオ・デ・ジャネイロ		600,000	527,500	466,700	405,800	344,900	304,400	263,800	243,500	223,200	202,900	182,600	162,300	
レジオエ		610,000	553,200	492,400	430,200	369,300	326,200	285,600	263,100	242,800	222,500	202,200	181,900	
リマ		750,000	680,200	607,500	532,300	459,700	406,400	358,000	329,000	304,800	280,600	256,300	232,100	
欧州		ミラノ	770,000	692,000	612,100	532,300	452,500	399,200	346,000	319,400	292,800	266,200	239,500	212,900
		ジュネーヴ	820,000	743,100	657,300	571,600	485,900	428,700	371,500	343,000	314,400	285,800	257,200	228,600
	バルセロナ	740,000	669,200	592,000	514,800	437,600	386,100	334,600	308,900	283,100	257,400	231,700	205,900	
	リス・バルマス	740,000	669,200	592,000	514,800	437,600	386,100	334,600	308,900	283,100	257,400	231,700	205,900	
	ナホトカ	940,000	840,800	764,200	679,300	602,700	534,700	483,600	441,600	416,100	390,600	365,000	339,500	
	ハバロフスク	820,000	753,100	676,500	596,000	519,400	459,700	408,600	374,400	348,900	323,400	297,800	272,300	
	レニングラード	770,000	702,800	627,600	549,700	474,400	419,500	369,300	339,400	314,300	289,300	264,200	239,100	
	デュッセルドルフ	890,000	777,000	687,400	597,700	508,000	448,300	388,500	358,600	328,700	298,900	269,000	239,100	
	ハンブルグ	860,000	777,000	687,400	597,700	508,000	448,300	388,500	358,600	328,700	298,900	269,000	239,100	
	フランクフルト	860,000	777,000	687,400	597,700	508,000	448,300	388,500	358,600	328,700	298,900	269,000	239,100	
	ベルリン	890,000	777,000	687,400	597,700	508,000	448,300	388,500	358,600	328,700	298,900	269,000	239,100	

地 域	所 在 地	号 別											
		総 領 事	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
	ボソ	860,000	777,000	687,400	597,700	508,000	448,300	388,500	358,600	328,700	298,900	269,000	239,100
	ミエソヘソ	860,000	777,000	687,400	597,700	508,000	448,300	388,500	358,600	328,700	298,900	269,000	239,100
	バリ	770,000	692,000	612,100	532,300	452,500	399,200	346,000	319,400	292,800	266,200	239,500	212,900
	ナルセイエ	770,000	692,000	612,100	532,300	452,500	399,200	346,000	319,400	292,800	266,200	239,500	212,900
	エデソバ	780,000	703,300	622,200	541,000	459,900	405,800	351,700	324,600	297,600	270,500	243,500	216,400
	ロソソ	780,000	703,300	622,200	541,000	459,900	405,800	351,700	324,600	297,600	270,500	243,500	216,400
大洋州	シドニー	730,000	640,900	567,000	493,000	419,100	369,800	320,500	295,800	271,200	246,500	221,900	197,200
	バーズ	710,000	640,900	567,000	493,000	419,100	369,800	320,500	295,800	271,200	246,500	221,900	197,200
	ブリスベン	710,000	640,900	567,000	493,000	419,100	369,800	320,500	295,800	271,200	246,500	221,900	197,200
	メルボルン	730,000	640,900	567,000	493,000	419,100	369,800	320,500	295,800	271,200	246,500	221,900	197,200
	オークランド	750,000	680,700	602,100	523,600	445,100	392,700	340,300	314,200	288,000	261,800	235,600	209,400
	ポート・モレスビー	830,000	758,800	685,500	606,100	532,800	472,100	423,300	387,000	362,600	338,200	313,700	289,300
中近東	ホラムジャハル	950,000	873,500	788,400	697,200	612,100	542,300	485,600	444,100	415,800	387,400	359,000	330,700
	ジエツダ	800,000	736,100	665,400	588,600	517,900	459,000	411,900	376,500	353,000	329,400	306,800	282,300
	イスラエル	730,000	661,000	587,700	513,100	439,800	388,300	339,500	312,800	288,400	264,000	239,500	215,100
アジア	プレートリア	760,000	663,700	587,100	510,500	433,900	382,900	331,800	306,300	280,800	255,300	229,700	204,200

三 領事館

地 域	所 在 地	号 別											
		領 事 館 長	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
アジア	コタ・キナバル	590,000 円	558,800 円	497,300 円	434,500 円	373,000 円	329,400 円	288,400 円	265,700 円	245,200 円	224,700 円	204,100 円	183,600 円
中南米	エソカルナシオン	630,000	589,500	527,300	462,500	400,300	354,100	312,600	287,100	266,400	245,700	224,900	204,200

四 政府代表部

地 域	所 在 地	号 別													
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
北米	ニユー・ヨーク (国際連合)	円 950,000	円 740,000	円 671,900	円 623,900	円 551,900	円 479,900	円 407,900	円 359,900	円 311,900	円 287,900	円 263,900	円 240,000	円 216,000	円 192,000
欧州	ウイーン (在ウイーン国際機関)	1,050,000	960,000	867,300	805,400	712,400	619,500	526,600	464,600	402,700	371,700	340,700	309,800	278,800	247,800
	ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関)	1,140,000	880,000	800,200	743,100	657,300	571,600	485,900	428,700	371,500	343,000	314,400	285,800	257,200	228,600
	(軍縮会議)	910,000	880,000	800,200	743,100	657,300	571,600	485,900	428,700	371,500	343,000	314,400	285,800	257,200	228,600
	パリ (経済協力開発機構)	1,060,000	820,000	745,200	692,000	612,100	532,300	452,500	399,200	346,000	319,400	292,800	266,200	239,500	212,900
	フランクフル (欧州共同体)	950,000	820,000	745,200	692,000	612,100	532,300	452,500	399,200	346,000	319,400	292,800	266,200	239,500	212,900

附 則

この法律は、平成二年四月一日から施行する。
ただし、別表第一の改正規定中在ナミビア日本国大使館に関する部分はナミビアの国家承認の日以後において政令で定める日から、在エディンバラ日本国総領事館に関する部分は政令で定める日から施行する。

理 由

在外公館として在ナミビア日本国大使館及び在エディンバラ日本国総領事館を新設し、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めるとともに、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二年四月三日印刷

平成二年四月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局